自己責任論と「地域の絆」

2014/12/30 15:34:44 社会福祉

以下は、ホームレス支援のための小中学生向けセミナーでの出来事を奥田知志氏本人が綴ったものです。

「『学校でしんどいことがあったら、「助けて」と言っていいんだよ。「助けて」といったら、「何を甘えているんだ」と言う人もいるかもしれない。しかし、「うちにおいで」と言ってくれる人も必ずいるよ。ともかく助けてと言いなさい』と語りかけると、涙を浮かべている子どもがいた。子どもたちは『助けて』といえない、いわばホームレス状態に置かれているのだ。だれが子どもをここまで追い込んだのか。それは、私を含めた大人たちだ。大人たちが『助けて』と言わなくなったから、子どもたちが『助けて』と言わなく、いや、言えなくなったのだ。それでいいのだろうか」※1。奥田氏は人々が「助けて」と言えなくなった要因は、自己責任論の蔓延にあると論じています。

私も全く同様に感じます。若者が仕事に就けないこと、多重多額債務に陥っていること、福島の 第一原発の周辺に住んでいたこと、東日本大震災の被災地に住んでいたこと、ホームレス状態に おかれていること、これらは全て個人の責任で解決しなければならない問題なのでしょうか。

では自己責任論を全うして生きている人は、世の中に存在するのでしょうか。自己責任論を唱える人々は、その体現者なのでしょうか。誰が考えても分かるはずです。無人島で一人暮らしをしていらっしゃる方を除いて、誰ひとりとしてその体現者は存在しません。いや、無人島の一人暮らしでさえ、実は様々な文明の力を用いていることが多くこれも厳密に言えば自己責任論の体現者とは言えないようです。

問題は大きく二つあります。一つは、論理的に破綻している言葉がよく用いられていること、二つ目に、それを政府の側がよく口にすることです。国や、民族、地域と言った社会の中で生きている以上、自己責任論は何処にも存在しません。その言葉が多用されていること自体、残念ながら我が国が成熟した社会では無いことを国際社会に示すことになりやしないかと危惧しております。政府がこの言葉を用いることは、政府自身がその「自己責任」を放棄しているという意味においても、二重の論理的破綻を招いています。

この社会で暮らす以上、私たちは支え合うことを忌避してはなりません。そして、そのあり方は、 実に多様であるはずですし、そのためには、ひとり一人の多様な個性と能力を尊重する社会の規 範が必要です。人は誰かを支え、また誰かに支えられて生きている。それは、たとえ社会福祉サ ービスを利用するクライエントであっても同様です。クライエントが誰かを支えることも当然の事としてあるのです。この当たり前のことを、地域の中で顕在化・可視化させていくことが私たち「地域の絆」の使命であると思っています。

そう考えれば、自己責任論なるものは、「地域の絆」とは全くの逆機能を果すことになります。少なくとも、福祉サービスの申請者・受給者を減らすことに作用することでしょう。福祉サービスを利用する状況に至ったのは、自身の責任だと自己責任論は人々を抑圧するからです。支え合う社会を自己責任論は否定します。支えられる原因を作ったのは自分なのだから、自分に責任があると圧力をかけるのです。だから、認知症の問題でも、本人が、そして家族が何とかすべきだとの意識が未だ根強く存在するのです。であるならば、これは社会福祉実践家の使命である権利擁護とも対立する概念であることが確認されます。斯くの如き「自己責任論」なる言葉を、少なくとも、社会福祉実践家が信仰するようなことだけは無いようにお願いしたいものです。

※1 奥田知志『もう、ひとりにさせない』いのちのことば社 P.173-174 2011 年 7 月

この記事にコメントする コメント(0)

共に生きることの責任

2014/12/24 11:09:40 社会福祉

2011 年 8 月に改正された障害者基本法は、その目的として、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とする共生社会の確立を意図したものであると言われています※1。

「共生」という言葉は、一見耳触りも良く、分野を問わず彼方此方で多用されているように見受けられます。しかし、「共生」において最も重要なことは、その内実であり、実質的な人々の暮らしの在り方にこそ本質があるものなのでしょう。つまり、共に生きると言うことは、その構成員たる全ての人々の人間としての尊厳が守られていなければならないことが実質として求められているハズです。ここで敢えて、「ハズ」と書くのは、現下の社会がそうなってはいない現実に目を向けること

にこそ、この「共生」を考える意義があると思うからです。

私たちの法人のクライエントの 9 割以上は何らかの認知症のある人たちです。いわゆる「徘徊」や「不安・焦燥」、「興奮・暴力」等の行動・心理症状(BPSD:Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia)が顕著な方も当然に珍しくはありません。因みに、なぜ、「行動」「心理」の「症状」と捉えるのかは理解に苦しむところです。「社会」(Social)の要素は無いのでしょうか。医学会が定義した本 BPSD の捉え方にも実は異論のあるところです。

それはさておき、斯様な「症状」のあるクライエントが、地域で暮らす中で、当然に地域住民に"ご迷惑"をおかけすることも多々ある訳です。自動車の修理工場に入って車を叩いたり、菜園のお花を勝手に摘んだり、誤って他の家の敷地に入ろうとしたり、今までの経験の中で、枚挙に遑がないほどこの様な事例は挙げることが出来るでしょう。問題は、その時の対応の方法にあります。今まで私たちの法人職員には、経緯と事情の説明をするために地域住民の所に訪問には行ってもらうのですが、過失を認めるような謝罪はする必要はないと言ってきました。当然、社会における普遍的コミュニケーションの一環としての儀礼的な謝罪は必要だと思います。しかし、こちらが認める過失は無いと職員には伝えているのです。

なぜか、それこそが真なる共生社会の在り方であると信じているからです。全ての人々の尊厳が守られた社会が共生社会であると叙述しましたが、「全ての人々」はその名の通り、それ以外の意味は無いのであって、障がいのある人も、児童も、要介護高齢者も、犯罪被害者も、そして、犯罪加害者であっても、文字通り全ての人々の事を指すハズです。斯様な社会こそが、多様性の認め合える真に豊かな社会であると自身は信じて憚りません。

例えば、認知症のある人たちが、共生社会を生きると言うことは、その構成員たるその他全ての人々が、その存在を、そして共に生きることを認めなければ成立せぬことは自明の理でしょう。認知症のある方の内約7割はBPSDを有している訳ですから、認知症のある方と共に生きると言うことは、その他構成員全員がそのBPSDを受け止めていくと言うことになるハズです。障がいのある人々と、共に生きると言うことは、その様な"困難"を共有することを指すのではないでしょうか。それが出来ない現下の社会が、「共生社会」を声高に謳うことに思わず失笑してしまう自身がいるのはこの為です。だからこそ、そうある「ハズ」を、そうあるべき姿に変革していきたい思いがあるからこそ、過失を認める謝罪は不要だと職員さんには伝えるのです。

さて、上記のようなメゾレベルのお話とは異なり、大きな禍根を残すであろう判決が昨今出され取り沙汰されていました。朝日新聞の社説によれば、「愛知県内で列車にはねられ死亡した認知症の男性(当時 91)の遺族が、振り替え輸送にかかった費用などの損害賠償として約 720 万円をJR東海に支払うよう裁判で命じられた。8月に名古屋地裁が出した判決は、介護の方針を決め

ていた長男に監督義務があるとし、死亡男性の妻(当時 85)についても『目を離さず見守ることを 怠った』と責任を認めた。 一方、介護の関与が薄いきょうだいの責任は認めなかった」とされてい ます※2。

「徘徊」によって、列車事故を起こして亡くなった認知症高齢者本人ではなく、その家族に対して司法が損害賠償の支払いを認めたと言うものです。真なる共生社会の議論が、いまこそ必要だと私は感じました。

更に言えば、地域包括ケアと称して、家族で地域で支え合うことを強要しながら、では、政府は如何なるその責任を取ったと言うのでしょうか。判決では、家族による「見守り」義務が謳われているようですが、介護保険制度は、介護の社会化をその目的として創設されたものではなかったのでしょうか。本社説では、この判決に異論を唱えた上で、これが社会に与える影響を危惧しています。「介護に深くかかわるほど、重い責任を問われる。それなら家族にとっては施設に入れた方が安心。施設としてはカギをかけて外出させない方が安全——という判断に傾きかねない。年老いても、住みなれた地域で人間らしく暮らせるようにするのが、この国の政策目標である。判決は、そこに冷や水を浴びせかけた。高齢者の介護で家族が大きな役割を果たしているのは事実である。だが、法的にどんな責任を負うのかは別の問題だ。家族に見守りの注意義務を厳しく求めるあまり、『何かあったとき責任を取りきれないから病院や施設に入れる』という状況をつくってはならない」※2。

失敗学を提唱している工学院大学の畑村洋太郎氏によれば、失敗を捉える要点として、「責任 追及」ではなく、「原因究明」を挙げています※3。であればこそ、この失敗が再発防止や、その予 知に活用され、社会に真なる科学的理解が促進されるであろうというものです。この問題を、家族 の責任に帰することによって、社会が失うものもまた大きいことは想像に難しくはありません。

しかし、本社説も諸手を挙げて賛同できるものではありませんでした。「家族の責任を問う以外に、何らかの社会的なシステムをもうけるべきだ。たとえば犯罪被害者には給付金を支給する制度がある。知的障害者については互助会から発展した民間の賠償責任保険がある。参考になるだろう。要介護の認知症高齢者は、2010年時点で280万人。25年には470万人にまで増えると推計されている。事故への備えは喫緊の課題だ」※2。私が言わんとすることは、もうお分かり頂けるものと思われます。「全ての人々」の尊厳が守られる社会こそが、共生社会であり、一部の人々は事故を起こしやすいのでその人や、その被害者のみに保険を掛けたり、救済することが真なる共生社会の実現に繋がらないことは明白な事実です。斯様な取り組みは、新たな偏見とレッテル張りを促進することでしょう。

これらの事例から「共生」とは何か、私は考えます。それは多様な人々と共に生きることの責任と

覚悟を、その社会を構成する全ての人々が甘受することの重要性を説いているのではないでしょうか。多様な人々と共に生きることで生じる様々な対立・軋轢・妥協・忍耐等の問題を、人々が受け止めていくその過程が「共生」そのものではないかと思うのです。そうでなければ、認知症のある人の問題は、家族にその責任を押し付ければよいと言う如上の乱暴な論理に繋がるのではないかと危惧するものです。

- ※1 障害者基本法(2011年8月改正)(目的)第一条
- ※2 「社説 認知症と賠償 家族を支える仕組みを」『朝日新聞』2013年 10月3日
- ※3 畑村洋太郎『だから失敗は起こる』日本放送出版協会 P.12-16 2006 年 8 月

追記

本原稿を書き上げた後の 2014 年 4 月 24 日、本判決の二審判決が名古屋高裁でありました。私は二審で一審判決が覆ることを想定していましたが、逆に、私自身の思いが覆される結果となっています。判決では、その請求金額が半減し、別居中であった長男への請求を棄却したのみの"改善"であって、本質的には何の変化も見られないものが示されたのです。よって、本コラムは今日現在も継続して検証を重ねるべきテーマとなっています。

この記事にコメントする コメント(0)

「支援」が「支配」に変容するとき

2014/12/01 10:37:51 社会福祉

身体・精神・社会面において暮らしの課題を抱えているクライエントとその支援に携わる私たちの関係が、権力関係に陥らないようにするためには一体何が必要なのでしょうか。このことは、私が、この分野で仕事を始めるに当たって真っ先に考えたことでした。また、実は今も自問自答すべきテーマであり、社会福祉実践家としての生涯に渡る重要なテーマの一つと言えるかも知れません。

特に、2000年の社会福祉基礎構造改革以降、サービス提供者と利用者との対等な関係が強く 謳われてきました。また、その後、児童・DV・高齢・障がいの4つの分野の虐待防止法が施行され ています。裏を返せば、それだけクライエントの権利が脆弱な状況にあることを政府が認めている とも言えます。私たちは、まず、クライエントの権利が侵害されやすいものであることに強い自覚を 持つ必要があるのです。 心身の機能やそれに伴う判断能力の低下が見られるクライエントと支援者との間には、力の均衡が取れていない現実があります。端的に言うと"力のある側"と"力のない側"の関係がそこにあり、この関係に無自覚であればあるほど、両者の関係は支配・権力関係へと陥りやすくなると言えます。私は、障がいのある人々が「弱者」で、健常者を「強者」という二分法でのみ物事を捉えることには与しませんが、競争原理と効率優先の社会構造下にあることを前提とすれば、上記の二分法は、現下の社会において主流となる区分であると捉えています。つまり、社会構造が、競争原理と効率化を中心に据えた画一化したあり方ではなく、価値観の多様性を尊重して行かない限り、この二分法の関係からは脱却できないであろうと考えるのです。

このことを踏まえつつも、"力のある側"と"力のない側"が対等な関係を構築するためには何が必要なのかを実践段階では考えておく必要があります。それは、"力のある側"が一歩も二歩も "下がって"、受容的な対応を意図的に行うしかないと私は考えます。いわゆる、受容・共感・傾聴を意図的に行う必要があるのです。そうすることによって初めて、クライエントの自己決定の尊重 の基礎が担保されることとなります。一見当たり前のお話の様ですが、実践家の多くはこのことに 無自覚である様に見受けられます。恐らく、私たちは、無自覚にクライエントの権利を蔑ろにし、無意識にクライエントの自己決定を度外視している事があるのではないでしょうか。

悪意のある権利侵害は、本人にも自覚があり、また他者から見てもそれが分かりやすく早急な対応も可能となります。最もたちが悪いのが、無自覚・無意識の内に小さな権利侵害や不適切なケアが水面下で進行していくことにあります。私たちには、自らの立ち位置を時折立ち止まって確認する作業が必要です。

限られた予算と、時間、人手でクライエントと向き合う中、その慌ただしい毎日の現場の中で、私たちは「経験的判断」を優先にした実践を無自覚に行っています。「経験的判断」とは、「私は何ができるのだろうか」「わたしはどんな選択肢を利用できるのだろうか」といった目の前の現実や出来事に関する判断と言われています。一方、クライエントの尊厳とは何か、社会福祉実践の拠り所とは何か、ケア専門職はどうあるべきか、つまりは、「私は何をすべきなのか」「わたしにとって、何をするのが正しいことなのか」といった目的・価値などに関する判断を「価値判断」もしくは「道徳的判断」と呼ぶそうです※1。

しかし、これら二つの判断はどちらを優先にすべきかといった、優先順位を確認するものではありません。双方の視点が大事であると言われているものです。ですから、「経験的判断」も大切なのです。しかし、現場の只中にいると、どうしても「経験的判断」が優先され、「価値判断」が等閑になることが多いのではないでしょうか。

確かに、私たちには、日々やり遂げなければならない決められた業務があり、限られた人員配

置で援助活動を行っている訳ですから、どうしても目先の業務に視点が奪われがちであることは 否めません。であればこそ、私たちは、時折立ち止まって「価値判断」に基づき、自らの実践を点 検する機会を設ける必要があります。それが、現場を離れた会議・事例検討会・研修会・読書等 の場であると言えます。その様な機会を定期的に設けなければ、私たちはクライエントの権利を無 自覚に蔑ろにしてしまう恐れがあります。

そして、これらのことを共通理解した上で、私たちの法人では、「私たち地域の絆の行動指針」の中に「私たちとご利用者との約束」と題して、3つの行動指針を示しています。

- ①敬語でお話します。
- ②目線を同じ高さか、それ以下にしてお話します。
- ③命令形(「〇〇してください」)を使わずに、依頼形(「〇〇していただけますか」)を用います。

当然にこれ以外に守るべきルールは数多あることでしょう。しかし、私たちの法人における目標・ルール等の様々な決め事は3つである事を基本にしています。どれだけ多くとも7つまでが原則です。これは人の記憶の限界を鑑みてのことです。3つだと記憶の保持はもとより、想起まで瞬時に行うことが可能です。7つですと、保持はできますが、瞬時の想起は不可能です。もちろん、これは私の経験則ですから、個別性があり、7つでも瞬時に想起が出来る方もいることでしょう。しかし、以上の事から、私たちの定める行動指針はこの3つに絞っています。逆に、この3つを押さえておくことで、最低限の権利侵害を防ぐことか出来るという項目を選定しています。これら3つの行動指針は、私たちとクライエントの関係が、権力関係に陥らないように、私たちが受容と共感を意図的に実践する様に設けられたものです。ですので、サービス業だから設けているものなどでは断じてなく、クライエントをひとりの人間として捉える為に、そして、その権利を侵害しないようにする歯止めの意味を込めて設けられたものです。

私たちの社会には多くの関係においてそこに権力関係が存在します。上司と部下、教師と生徒、専門職とクライエント等。このことに無自覚であることは、対人援助職としてその実践に大きな瑕疵を有していると言えます。大変危険なことだと思います。であればこそ、私たちは定期的に立ち止まって自らの立ち位置を確認し、これら現実に目を向ける必要があります。また、その共通理解を行った上で、その権力関係に歯止めをかけるにはどの様な言動が具体的に求められているのかまで共有すべきです。これらの営みを通してでしか、「支援」が「支配」になることを避けることは出来ないでしょう。支援者が間違っても、支配者になることは許されないのです。しかも、それが無自覚・無意識の内に成されているとしたら…。

最後に、クライエントに敬語を用いる事に反論を頂くことがあります。その反論の要旨としては、 堅苦しいのでクライエントとコミュニケーションが却って取りづらくなる、と言ったものが大半です。 また、田舎に行けば敬語など使っていないという反論もあります。それらを受けても、やはり、私たちの法人では原則敬語を重要視しています。例えば、私の周囲には年上の仕事仲間が数多おります。彼らと話すときには、私は敬語で話をしています。その年上の彼らとは、共に風呂に入ったり何でも話せる関係ですが、私は敬語を用いています。逆に、その彼らが 65歳以上になり、要介護高齢者になって介護保険サービスを利用した途端、私は彼らに対して敬語を用いなくなるのでしょうか。もしそうだとしたら、そこにはどんな関係上の変化が起こっているのでしょうか。一言で言えば、要介護状態になった彼を私は軽んじていると言うことではないでしょうか。しかも、無自覚のままに…。

また、コミュニケーション論で言えば、言語的コミュニケーションと非言語的コミュニケーションの割合は35%と65%であるとか、7%と93%であると言われています※2。よって、敬語という言語が、コミュニケーションに与える影響は7%~35%といっても過言ではありません。であれば、クライエントとの信頼関係や親密度を高めるために敬語が障壁になると言う理論は成立しないと私は考えています。非言語を駆使すれば、幾らでも、親密度を高めるコミュニケーションを取ることが可能だからです。

もちろん、ここには、クライエント本人がどう呼ばれたいのか、という問題があります。クライエントの意志が明確に確認され、敬語を使わないでくれ、と表明すれば我々はそのことを尊重すべきでしょう。しかし、クライエントの意志が曖昧な状況であれば、私は、無難な方を取った方が良いと考えています。つまり、敬語を用います。仮に、クライエントの意志が不明瞭であったとして、敬語で呼ばれたいと思っているクライエントに非敬語で接するよりも、敬語で呼ばれたいと思っていないクライエントに敬語で接する事の方がクライエントに対する権利侵害の可能性は低いと認識しているからです。

そして、ここには、敬語で話す話さない以上に、大きな問題がその背景にあることを理解すべきです。つまり、私たちが無自覚・無意識にクライエントと関わる限りにおいて、両者の力の不均衡が進行した帰結として、恐らくそのクライエントの権利の多くが蔑ろにされているという事実にあります。そのことに、畏敬の念を持ちながら、絶えず自認しながら実践を行うことによってこそ、クライエントを権利侵害から守り、延いては、その権利擁護に繋がっていく未来への道筋が見えてくるというものです。

※2 著:マジョリー=F=ヴァーガス 訳:石丸正『非言語コミュニケーション』新潮新書 P.15・P.99 2013 年 12 月

「非言語コミュニケーション研究のリーダーの一人、レイ・L・バードウィステルは、対人コミュニケーションをつぎのように分析している――『二者間の対話では、ことばによって伝えられるメッセージ (コミュニケーションの内容)は、全体の三五パーセントにすぎず、残りの六五パーセントは、話しぶり、動作、ジェスチャー、相手との間のとり方など、ことば以外の手段によって伝えられる』と」。「アメリカで多年にわたり非言語コミュニケーションを研究しているアルバート・メラビアンは、人間の態度や性向を推定する場合、その人間のことばによって判断されるのはわずか七パーセントであり、残りの九三パーセントのうち、三八パーセントは周辺言語、五五パーセントは顔の表情によるものだと述べている」。

この記事にコメントする コメント(0)

言語化と専門性

2014/11/20 23:44:53 社会福祉

専門職とは、自らの実践を言語化できる人の事を言う。予てからそう思って仕事をしてきました。例えば、皆さんは、「ケアとは何か?」を専門外の人々に分かりやすく自身の言葉で説明が出来るでしょうか。それが出来ずに、私たちは、ケアを仕事としていると胸を張って言えるでしょうか。クライエントの尊厳を守る支援・その人らしさの支援・自立支援等々、私たちの現場には美しく・煌びやかな言葉が沢山あります。目の前のクライエントの「尊厳を守る」ために私たちは具体的に何をしなければならないのか、「その人らしさ」とは何か、「自立」とは何を指しているのか、これらが説明できなければ其々の支援は成し得ないものと思われます。厳しい見方をすれば、説明できないということは、単に"言葉遊び"をしているだけとも捉えることが出来ます。

島宗理氏は、「分かること」の定義として、以下の条件を挙げています。

「受講生全員に対して、私の授業では次のようなことができたときに『分かった』とみなすということを説明することにしている。

- ◇その定義を言えるようになる(丸暗記でもOK)。
- ◇その定義を自分の言葉で言い換えられるようになる。
- ◇その定義にあてはまる例と例外を区別できるようになる。
- ◇その定義の例を自分で考えられるようになる。

『分かった』ことをここまで具体的に定義すると、『分かっているけど説明できない』と主張する学生はいなくなる1※1。

つまり、言語化して説明できないということは、理解していない・分かっていないということを示しているのです。また、理解していないことを実践するのは至難の業ではないでしょうか。煌びやかな言葉を唱えれば、その実践が出来る訳ではありません。その言葉の意味を理解し、組織で共通理解を図った上で、実践と検証を繰り返しながらその実践は成されて行くものなのです。

また、言語化には、もう一つ別の要素もあるようです。奥川幸子氏によれば、「臨床実践家の成熟過程」として、4つの段階を挙げていますが、まさにこの言語化が出来る成熟度の段階は、最上位4段階のうち3段階に該当すると言われています。因みに、第1段階は、「基本の習得と他者の人生へ介入することへのエチケットを身につける」段階、第2段階で、「基本の見直しと成熟期で、徹底した自己検証と言語化作業の時期」、第3段階が「真のプロフェッショナルへの到達」の段階であり、「臨床実践のダイナミクス(目に見えない、かたちにならない世界)を根拠だてて映像的に言語化でき、異なる職種や分野への伝達も可能になる」とし、最後第4段階において「対人援助専門職を超えた世界へ」到達した段階となり、「〈もうひとりの《私》=チェッカー〉の誕生により、自分自身の支援に信頼を持てる」ようになると説明があります※2。第4段階は、いわゆるセルフ=スーパービジョンが出来る段階とも読めますが、そう考えれば、これは誰もが到達できるものでは無いのかも知れません。しかし、第3段階の専門職は、到達可能性も含め、全ての人々に是非とも目指して頂きたいと思います。

かてて加えて、言語化するということ、説明するということは、人材育成の場面においても重要な 要素になると言えます。実習生や新入職員に対して、実践の根拠や理由が説明できなければなり ませんし、その説明は分かりやすいに越したことはありません。もちろん、敢えて熟慮してもらうた めに、説明を割愛する場面もあるでしょうが、それは、説明能力が無い事とは意味が異なります。 いわゆる中堅職員や管理職は、職員を育成することが主な仕事となります。その役割においてこ そ、実践の根拠や理由を理解し、それを他者にも理解してもらえる説明能力が求められているの です。

また、池上彰氏も、汎用性の高いカタカナや「〇〇性」「〇〇的」といった「便利な言葉」を敢えて使わないことが、人々の理解を促進すると述べています。「カタカナ用語を他の表現で言い換えてみる。そうすることで、その用語やそれにまつわる事柄の理解がいっそう深まることでしょう。『利便性』という言葉は便利ですが、この言葉を使うことで、具体的な事柄は何も伝わらない可能性が出てきます。この言葉を使う人は、踏み込んだ思考をしていないことがあるということです。便利な言葉を使っていると、使う人が思考停止になってしまう恐れがあることを、知っておきましょう」※3。

こちらも、福祉現場には、「徘徊」「〇〇拒否」「離設」等のたいへん"便利"な言葉があります。例

えば、クライエントがある時間帯ににこやかな表情で、談話室から各居室、そして浴室に行って玄関から外出したとしても「徘徊」とひと言で言い表すことが出来るのですから。しかし、同じ「徘徊」という言葉でも、クライエントのその時々の状況や思いは異なります。その微妙な変化を感じて理解をする努力を怠れば、私たちは、良質なケアを提供することは出来ないでしょう。であるにも拘わらず、私たちは、この"便利"な「徘徊」という言葉を実に多用しています。そして、池上氏が述べるように、この「徘徊」を記録や会議で多用すればするほど、その時々に変遷するクライエントの状況や思いから私たちが遠ざかっていくように思うのです。ですので、私たちの法人では、これらの言葉をなるべく使わない会議や記録を職員に求めています。

この様に私たちの実践現場は、煌びやかで美しい言葉と、全ての事象を一言で表現できる便利な言葉で溢れ返っています。そのひとつ一つの言葉の意味に対する熟慮を怠れば怠るだけ、私たちの実践は、クライエントの思いから乖離し、自己の研鑽及び職員教育にも支障を来してしまうことになります。逆説的に言えば、そこを熟慮する力、言語化力が身につくことによって、自らの専門性の向上と、職員の人材育成、更には、クライエントのニーズへの接近が可能となることは紛れもない事実であると言えるのです。

- ※1 島宗理『インストラクショナルデザイン教師のためのルールブック』米田出版 P81-82 2007 年 6 月
- ※2 奥川幸子『身体知と言語 対人援助技術を鍛える』中央法規 P451-456 2008 年 8 月
 ※3 油上彰『「話す」「書く」「悶く」能力が仕事を変える」 伝えるカ『PHP ビジネス新書 P 147--
- ※3 池上彰『「話す」「書く」「聞く」能力が仕事を変える! 伝えるカ』PHPビジネス新書 P.147-148 2010 年 12 月

暮らしと生活

2014/11/14 15:36:26 社会福祉

社会福祉専門職の職務は、クライエントの生活支援であると言われて久しいと認識しています。ですから、「生活」という言葉は、私たちの専門領域や職場では沢山溢れているようです。また、「生活」に似た言葉に「暮らし」があります。私は、「生活」よりも「暮らし」の方が幅広い概念を有していると考えています。辞書を引いて捉えても、生活は、生計を立てるための活動という意味合いが強い言葉に思えます。一方、暮らしは、「一日一日を過ごすこと」の意味が色濃く、何かのために活動をしていなくとも、そこにいるだけで、ぼ一っと過ごすだけでもよい印象を抱くことができます。だから、生活よりも暮らしの方が、より幅が広いのだと解釈しているのです。

暉峻淑子氏によれば、「私の祖母や母の時代には『生活』という言葉はあまり使われていませんでした。(中略)庶民の生活は、ふつう「暮らし」と言われていたようです」※1 とあります。また、「人間もまた自然の一部であり、自然に寄り添って、自然の恵みや脅威の中で生きてきた人達の暮らしぶりが『暮らし』という言葉にこめられているようで、私はこの言葉がとても好きです」※1 とも感想を述べています。

その日暮らしと言う言葉がありますが、この言葉に照らして鑑みれば、「生計を立てるための活動」という心証はあまり抱きません。ただのんびり、そこにいるだけ、という印象の方が強くあります。そこにいるだけ、そこに存在するだけでも良いという、人々の存在に対する肯定感の強いこの暮らしと言う言葉を私も好んで使っています。生きているだけで、そこにいるだけでよい。そのような肯定感を醸し出す言葉だからです。

また、「およそ室町時代から、『暮らす』という言葉は、時を過ごすことから、しだいに『生計を立てる』意味に変わってきたと言われ」、「明治時代になると、生計という漢字を暮らしと読ませて、ほぼ現在と同じように、暮らしとは生計・生活の意味で使われて」いたと暉峻氏は叙述しています※1。社会構造に経済が色濃く導入されて以降、「暮らし」が「生活」に変わったとも見て取れます。技術革新や競争、効率化に象徴される経済の原理と人々の「暮らし」には相容れないものがあるのかも知れません。

よって、昨今のブログでは、専門用語に近い意味においては「生活」を、その他の意味では専ら「暮らし」を用いています。あとは文脈に応じて使い分けていますが、どちらでもよい場合はなるべく「暮らし」を用いる事としました。生きているだけで、そこにいるだけでいい。この様な価値観を地域に広げて行ければと思ってのことです。

※1 暉峻淑子『豊かさへ もうひとつの道』かもがわ出版 P.73-76 2009 年 4 月

この記事にコメントする コメント(0)

責任追及社会の顛末

2014/10/28 12:19:20 社会福祉

少し長いのですが、2014年10月26日付けの東京新聞から以下の行りを引用します。

「高齢化を受け国が整備を進める『サービス付き高齢者向け住宅』(サ高住)など老後の住まい

で、運営事業者が不必要な介護保険サービスを提供したり、自社の介護利用を入居の条件にしたりといった事態が横行し、監督する自治体の50%強が問題視していることが二十五日、厚生労働省の初の全国調査で分かった。

これらの手法は『介護漬け』や『囲い込み』と呼ばれ、関連法令に触れる行為に当たる。介護サービスの種類や量は本来、利用者が自由に選べるが、運営事業者による利益優先が背景にある。 厚労省は改善命令などを積極的に出すよう自治体に促しており、サ高住を共に所管する国土交通省も九月に検討会を設置し、悪質事業者の是正に乗り出す構え。介護保険の財源を無駄に使っているとして、財務省が介護報酬の引き下げ圧力を強める可能性もありそうだ」※

かつて、我が国の高齢者介護は、施設ケアと在宅ケアの二分化が顕著でした。そこから、北欧をはじめ欧米を模倣し、施設とも在宅とも言えない高齢者住宅におけるケアを取り込んだ帰結として今のサ高住が存在します。つまり、施設ケアにおける居住サービスを介護保険サービスから分離させることがその目的であり、そのことで施設サービスと在宅サービスの利用者負担の公平性を担保し、施設サービス利用を制限することに連ねることがその本質であったと理解しています。

施設ケアにおける居住費を介護保険の対象外とすることは、我が国においては、施設サービスにおける居住費の自己負担化、つまり、公的負担の削減化を意味するものでした。この点、「お手本」にしたはずの欧米の多くの国々では、住宅保障という別枠での公費負担がなされているのに対して、我が国にでは、そのような住宅保障の手当てが成されぬまま、単に介護保険の対象外へと居住費の移行がなされたのです。

このような事を書きながら、いつも彷彿されることですが、我が国の制度・政策では、しばしば、欧米のそれをそのまま模倣することがあるようです。しかし特に注視すべきは、その殆どが、全体性を捉えることなく、ごく一部だけを切り取って導入するという遣り口が顕著であるということです。因みに、病院ではなく高齢者住宅での看取りが圧倒的に多いと言われている北欧を例に挙げ、我が国でも、施設や在宅での看取りが推奨されています。根底には、医療費の削減がある訳ですが、この場合でも、北欧の極端に一部の側面だけを切り取って、それを政府が意図的に取り入れている傾向が見られます。なぜなら、例えば、スウェーデンの高齢者住宅の従事者のうち約90%は看護師で占められているからです(准看護師が約85%で正看護師が約5%でしょうか)。日本の施設ケアや高齢者住宅における従事者割合では、看護師は精々5%~15%の範囲ではないでしょうか。つまり、医療従事者の割合が、日本とスウェーデンでは真逆の比率で構成されているのです。その中にあって、スウェーデンにおける高齢者住宅や在宅での看取りの多さだけを取り上げ、我が国は、まさにそこだけを模倣しようとしているのです。

話をもとに戻しますが、全体性を鑑みた上で、サ高住の置かれた状況を捉えてみれば、つまり、人々の住宅保障がとても貧困であることを基盤とした我が国の高齢者住宅施策を捕捉すれば、

サ高住の賃料や共益費、サービス費などは、入居者負担をかなり押さえた価格帯の設定を行わなければ、平均月額5万円強の国民年金や平均月額15万円弱の厚生年金(男性17万円強・女性10万円強)では、サ高住の入居と、それに加えた形での医療・介護サービス費の自己負担が不可能であることが理解できます。

であるならば、サ高住の運営事業者の多くは、サ高住の価格帯を極力下げることがまず求められており、その帰結として、サ高住単体での収支は相償か赤字であるものも少なくはないと認識しています。その結果、運営事業者の多くは、併設する介護保険事業の収益でその赤字を補填する傾向が強いように思うのです。なぜならば、介護保険事業は利用者の負担額が、今は一割となっていますので、その方が、否、そうでなければ、利用者の負担を極力抑えた形でサ高住を利用してもらうことが難しいからではないでしょうか。

以上の様な制度・政策上の瑕疵を棚に上げ、事業者側に責任の転嫁を図り、悪質事業者を探して叩くという論法には大いに違和感を抱くところです。たしかに、悪質な事業者は存在すると思われますし、その様な事態を放置するわけにはいきません。しかし、そもそもその本質的要因は何処にあるのかにも留意が必要であり、事業者の全体傾向として冒頭の指摘の通りとなっているというのであれば、それは個別具体的な事業者の正否問題ではなく、その背景にある制度・政策問題であると捉えるべきです。

私たちは、社会構造と環境の全体性を冷静に捉え、"犯人捜し"たる責任の追及を促進するのではなく、むしろ、その行動の背景にある原因の究明にこそ力を注ぐべきではないでしょうか。この視点のもとでこそ、真に人々の権利を守り、暮らしの質を高めるうる社会を構築することができるのです。

※「介護漬け横行 高齢者住宅 自治体の半数問題視」『東京新聞』2014年10月26日 朝刊

この記事にコメントする コメント(0)

今こそ大同連合の秋 Ⅱ

2014/10/20 14:17:29 社会福祉

厚生労働省(以下厚労省)は、介護保険にかかる施設・在宅サービス事業所の「経営実態調査」

の結果をさる3日発表しました。同結果を踏まえて、財務省の諮問機関たる財政制度等審議会は、 介護報酬を2015年度に全体で6%以上引き下げるよう10月8日提言しました。

このことは、社会福祉法人を対象にした社会保障費の削減案とも言えますので、高齢者福祉の分野に留まらず障がい者福祉、児童福祉の分野にまで波及してくることが想定されます。いまこの社会における社会保障は減退と退廃の一途を辿っております。人々の経済格差を広げ、信頼の関係を稀釈化させ、本来市場原理にそぐわない領域にまでこの原理が侵食することで人々の暮らしの質を貶めています。

今私たちに求められているのは、多少の思想や立場の違いを超えて、幅広い人々が、人々の暮らしと権利を守るために実に広範な連携と連帯の行動を起こすことにあると考えます。当事者・家族・支援者、そして、福祉経営者や議員、行政職員とが幅広い連携のもと大きな動きを起こすべく準備をはじめるべきだと考えるのです。

いま社会福祉従事者は分野や職種を問わねば400万人は下らないと認識しています。今後介護人材の増加を踏まえると、この数は20年先には500万人を前後すると推察されます。そこに、当事者・家族を含めるとその数は更に倍増するのです。非常に残念なことは、人々の社会福祉の向上のために本来連携するべきこれらの人々が、分散・分割した実践を行っていることにあります。そして、中には、この"仲間"同士が対立している事象すら見受けられるのです。権力が民衆を統制する際の常套手段は、「分割支配」であると言われて久しい※。私たちは、分割・分断の中で活動を続けるのではなく、人々の社会福祉の向上、権利擁護といった大局観をもって連帯と連携へと向かうべきではないでしょうか。

当然にこれは容易なことではありません。微妙な立場の違いからも、これらの人々は対立を起こす傾向にあるからです。しかし方法はあると私は考えています。なぜならば、これらの人々は本来対立すべき立場にはないからです。まずは、多少の違いを乗り越えるために、私たち自身が対話を重ねることから始めるべきだと考えます。その根気のいる対話の先にこそ、私たちが目指すべきあるべき社会の姿が見えるのです。

※ 著・パウロ=フレイレ、訳・三砂ちづる『新訳 被抑圧者の教育学』亜紀書房 2014 年 1 月 P.229 「少数者が多数者を支配するとき、抑圧するときのやり方は、多数者を分割して、それを維持するようにすることである。これが少数者の権力を継続させるために不可欠の条件となる」。

介護報酬マイナス 6%改定論から透けて見える国民の暮らしに対する政府の姿勢

2014/10/09 12:08:36 社会福祉

厚生労働省(以下厚労省)は、施設・在宅サービス事業所の「経営実態調査」の結果をさる3日発表しました。同結果を踏まえて、財務省の諮問機関たる財政制度等審議会は、介護報酬を2015年度に全体で6%以上引き下げるよう本日(2014年10月8日)提言すると各紙で報じられています。

各紙による上記の根拠としては、「特養の利益率は8.7%で、一般の中小企業(2~3%)を大きく上回っている。1施設あたりの内部留保は最大3億2300万円と試算され、見直しの必要性が指摘されている」ことや、「特別養護老人ホーム(特養)を独占的に運営している社会福祉法人の利益率を中小企業並みに下げ、税金と保険料、自己負担分から成る介護報酬(年間約10兆円)を6000億円以上圧縮したい考え」などと報じられています※1。

これら要旨の一つは、特養を運営する社会福祉法人の利益率が中小企業に比べて高率であること、内部留保が一施設当たり最大約3億円で総額2兆円にのぼることがその根拠とされていること。そして、今一つは、これらが非課税法人である社会福祉法人を対象化した方針であるということです。

アベノミクスに始まり、特に地方の中小企業はその低迷化が顕著であります。その中小企業と、 人々の生存権を司る社会福祉法人のそれが同じであって良いのでしょうか。もちろん私は何も、 中小企業はどうでも良いと言うつもりはありません。大企業優先の現在の政策に警鐘を鳴らしな がらも、中小企業の経営安定化に対して政府は強い責任を有するべきだと述べておきたいと思い ます。

私が言いたいことは、人々の最低限度の生命と暮らしを守る仕事をしている法人経営が決して 脆弱であってはならないということです。そうでなければ、社会福祉法人といえども、彼らは、生き 残りをかけて効率性と生産性を優先して、人々の生存権と尊厳の保障という本来の仕事から逸脱 した道をとることになる恐れがあるからです。この様な、市場原理とは相容れない分野をそうでな い業界と比較対照すること自体に強い違和感を抱かざるを得ません。

当然に当の社会福祉法人自体にも問題はありました。多くの社会福祉法人が本来の存在意義を離れ、営利法人と同等に同じ土俵で相撲を取りだしたことにも大きな問題があったのです。もちろん、これは政策的誘導によって、乗ってはいけない土俵に引き出されてしまったと捉えることもできます。しかし、長年社会福祉実践に携わってきた実践家として、社会福祉経営者として、人々の尊厳と暮らしの「モノ化」に繋がる市場原理化に対峙することなく、むしろ、この流れにどっぷりと

浸かって共に流されてしまったことに対しては、多くの社会福祉法人が猛省すべきことではないか と私は考えます。

これら多くの社会福祉法人の責任を踏まえながらも、「乗ってはいけない土俵に引き出された」 政策要因もここで示しておく必要があります。いみじくも、つい先日開催された厚労省の第 5 回社 会保障審議会福祉部会において、公益社団法人全国老人福祉施設協議会参事の福間勉委員が 示した資料から興味深い調査結果が目に飛び込んできました。社会福祉法人の社会貢献活動は、 2001 年以降に設立された法人の方がその実施率が明らかに低いというものです。本調査結果で は、「生活困窮者等(何らかの支援を必要とする人々)への支援の実施状況」におけるほぼ全て の項目において、2000年以前に設立された社会福祉法人の方が、2001年以降に開設のものより も、支援の実施率が高いことが示されています。特に、「社会福祉法人減免」や「利用者負担の軽 減」といった経済的な支援や、「定期的な訪問」、「家事援助サービス」、「配食サービス」、「緊急時 にかけつけるサービス」といったきめ細やかな暮らしの支援、そして、「福祉・介護相談」、「子供に 対する学習の援助」、「家計収支等の相談・助言」、「福祉・介護機器の斡旋・貸出」、「日用品・被 服の支給」、「宿泊施設の供与・食事の提供」という幅広い人々を対象にした支援に大きな"有意 差"が見られています※2。これらは一体何を物語っているのでしょうか。2000 年と言えば、社会福 祉基礎構造改革と介護保険制度の創設の時期です。これらは、社会福祉制度に、市場原理が色 濃く注入された時代であると言えます。つまり、この折、社会福祉分野に営利法人が本格的に参 入し、その市場化と競争のもとに晒された社会福祉法人は、本来の職務を逸脱するべく、その流 れに巻き込まれて行ったことが窺えるのです。実は、社会福祉分野の市場化こそが、社会福祉法 人の本来の職務を逸脱させ、社会福祉法人の存在意義をも貶めることに帰結したと言えるのです。

この様な状況下において、政府はイコールフッティングという名のもとに、民間事業者との公平な競争を担保するために、社会福祉法人の"優遇された"職員の賃金体系や退職金(社会福祉施設退職手当共済)を切り詰めてきました。何度も言うのですが、民間事業者を社会福祉法人並みに"優遇する"ことでも公平性の保持は可能なのですが、その様な議論は皆無でしたし、全くそうはならなかったのです。これらの出来事を通じて、私たちは、この「イコールフッティング」の真意を見抜くこともできます。

以上の様に加速度的に、市場の構造に押し込められた社会福祉法人は本来の社会的責任を 益々稀釈してきたのだと考えられます。この様な負の定向進化を経て、今度はその財政状況を一 般企業と比較検討する段階に至っているのが、この度の財務省の提言であると私は捉えていま す。そして、これは、社会福祉法人にのみかかる問題ではなく、社会福祉分野に何処まで市場原 理を導入すべきであるのか、その最終判断に関係する重要な議論となると思います。既に飛び越 えた"一線"を、更にもう一歩飛び越える段階に来ているのです。これはおそらく、私たちの社会福 祉分野が、市場化における最終段階、終末期に差し掛かったとものと認識すべきでしょう。 斯くの如く、現下の社会では、社会福祉法人も、企業化を進めなければその維持も発展も難しくなっています。その為には、民間並みの会計制度や財政状況の強化が不可欠となるでしょう。一般会計の教科書などによれば、常時留保すべき現預金の額は、最低でも1月の売上高の1.7~2倍程度が目安であると言われています。一般的な「特養」規模の施設であれば、1施設だけでも、最低1億円前後は必要となるのではないでしょうか。また、これら内部留保の使い道は、原則、災害時や経営不安定時における職員の給与保障のためのものであるはずです。この様な意味合いにおける内部留保が担保されていない不安定な企業に誰が進んで入職するというのでしょうか。その意味においても、社会福祉法人の内部留保が高額でけしからんということにはならないと私は考えます。

かてて加えて、私が問題視することは、「介護の現場は人手不足が深刻で処遇改善への加算は 拡充するが、それ以外では平均で6%のマイナス改定を求める」※3とあるように、法人の収入を 減らした上で、介護職員には処遇改善の加算を別途増額することにあります。ここには、法人会 計における事業収入と職員給与の一体化を度外視した発想が根底にあると言わざるを得ません。 法人会計における法人収入と職員給与は当然重要な位置づけであり、これらが不可分一体の体 系をなすことは自明の理ではないのでしょうか。法人の収入たる介護報酬を上げ、それを職員給 与に還元しない法人と、そうでない法人などは、それこそ、政府の求める市場原理下で十分に淘 汰され得るものであり、法人収入と職員給与を政府が二分するような指針を出すこと自体が欺瞞 であると私は思います。特に、労働者の"売り手"市場と言われている本分野において、職員給与 を削減していけば、人材の育成どころか確保すら覚束なくなるのは目に見えています。むしろ、法 人全体の売上と職員の給与を分離するこれら政府の施策によって、法人内における共通理解は 阻害され、そして、組織内での連帯ではなく対立をより促進する結果へと導かれることになるでし ょう。権力が民衆を統制する際の常套手段は、「分割支配」であると言われて久しい※4。これらの 政府の方針は、少なくとも事業者と職員、そして、この波及効果として、サービス利用者や家族を も巻き込んだ再分断化に作用すると私は読んでいます。この様な政策の陥穽にはまってはなりま せん。私たちは、これら問題の本質を見抜く力をもっと身につけるべきです。

併せて、各紙における"誤報"についても警鐘を鳴らしておきたいと思います。「調査結果は、政府が3年ごとに行う介護報酬改定の基礎データとなる。全体的に高めの利益率だった背景には、介護職員の処遇改善を主な目的とした前回プラス改定(2012年度)の効果があったとみられる」※5。「マイナス改定になれば06年度以来、9年ぶりとなる」※3。執筆した記者に問いたい。3年前の改定のどこがプラス改定なのですか。3年前の改定は、厚労省の発表によれば1.2%のプラス改定でした。しかし実際は、従来から介護報酬外に存在する「介護職員処遇改善加算の創設」が含まれてのことですので、実質的に大きなマイナス改定であったと言えます。この様に政府の発表をそのまま報じる報道機関は、既に本来のジャーナリズムから逸脱していることもここでは付言

しておきたいと思います。

以上に叙述したように、私たちの社会福祉分野では、人々の尊厳や暮らしの保障とは相容れない市場原理の浸食が顕著であります。その政策的誘導の下に、社会福祉法人をはじめとした社会福祉事業者は、本来の社会福祉の理念と使命を減退させてきました。特に、社会福祉法人の多くは、イコールフッティングという名目で、その"恩恵"を削り取られ、営利法人との激しい競争下に晒され続けてきました。その結果、数多の社会福祉法人では、人々の権利擁護や社会貢献にかかる活動を稀釈させざるを得なくなったのです。これらの要因は、もちろん多くの社会福祉法人自体にもあるものの、政策的要素が本質としてあったことは明らかです。そのような状況をつくり出しておいて政府は、社会福祉法人に対して社会貢献活動が少ないと攻勢を仕掛け、利益率や内部留保の問題を指摘しているのです。政策的になるべくしてなった今の社会福祉の状況を、その政策的責任を省みず、社会福祉法人の在り方にのみ焦点化して責任の所在を問うているのです。そして、この責任追及は、社会福祉分野における更なる市場化の促進を強めていくことになるでしょう。

現政権は消費税の増税と同時に法人税の減税を推し進めています。このことは、社会保障費の 確保のための消費増税が全くの欺瞞であったことを示しています。そして、その流れの中にあって、 この財務省の提言は、まさに、その姿を実に忠実に体現しているものとして捉えるべき現象なの です。

※1 『読売新聞』2014年10月7日

- ※2 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会「社会福祉法人(老人福祉施設)における地域福祉活動について」第5回社会保障審議会福祉部会 資料 4 2014年 10月7日 同 P.7「<法人設立年別>
- 法人の設立年と生活支援サービスの実施状況の関連については、ほぼすべての生活支援サービスについて、「介護保険施行前(2000 年以前)に設立された社会福祉法人」の方が、施行後 (2001 年以降)に設立された法人に比べて、サービスを実施している割合が高かった。
- 介護保険制度の導入を境に、法人の設立年によってサービス提供の実施状況に差が生じたことは、慈善・博愛と捉えていた福祉事業に対し、「措置から契約へ」と経営が質的に変化したことによって、社会福祉事業者のあり方が変容しているのではないか。設立年をはじめ、介護保険制度創設の影響による社会福祉法人の質の変化も勘案した議論が必要ではないか。
- 2001 年以降に設立された介護事業行う法人は、介護事業以外の地域の福祉ニーズにも目を向け、生活支援サービスの提供によって地域福祉に寄与する社会福祉法人としての使命を果たすことが求められる。
- 社会福祉法人ごとに歴史と理念が異なる中で、改めて社会貢献・地域支援事業に積極的に取

り組む姿勢を育むことが重要である」。

※3 『日本経済新聞』2014 年 10 月 7 日

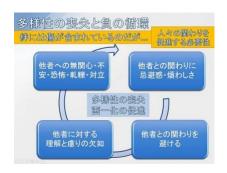
※4 著・パウロ=フレイレ、訳・三砂ちづる『新訳 被抑圧者の教育学』亜紀書房 2014 年 1 月 P.229「少数者が多数者を支配するとき、抑圧するときのやり方は、多数者を分割して、それを維持するようにすることである。これが少数者の権力を継続させるために不可欠の条件となる」。

※5 2014年10月3日『朝日新聞』

この記事にコメントする コメント(0)

終末期にさしかかった信頼の絆

2014/09/21 17:40:17 社会福祉



成長戦略のために、女性の社会進出と少子化対策を図ることが、第2次政権に改造しても、変わらぬ現政権の一丁目一番地であるようです。そんなさなか、地域住民と対立関係にあり、その開設や運営に支障を来している保育園の苦悩を報じる新聞紙面に目が留まりました。報道によれば、「子どもの声がうるさい」などとして、地域住民が近隣保育園を相手取り訴訟を起こしている事例や、住宅地に保育園を新設する際に、騒音や渋滞を理由に地域住民から反対運動に遭い計画が頓挫した出来事が描かれていました※1。

また、同様の報道は、6月にも同紙で報じられており、これらの事象は全国津々浦々の普遍的な現象であると受け止めることができます※2。報じられた幾つかの事例で共通してみられることに、子どもたちの声を「騒音」に見立てた地域住民の訴えがあります。特にこの度の報道では、工場などを対象にした市の騒音規制基準を保育園にも適応すべきとの訴えが成されているようです。なるほど。確かに機械で測定した数値によって、それを「騒音」だと断じることは可能です。しかし、工場の騒音と、ここで言う子どもの声たる「騒音」には本質的な違いがあることを度外視するわけにはいきますまい。

私は、工場や空港などにおける騒音と、保育園における子どもたちのそれは、本質的に異なる

ものであると認識しています。その理由は、保育園の「騒音」の発生源は、言わずもがな人であって、ましてや、子どもたちの発する言動は、その子どもたちの発達のために不可欠なものであり、それが認められなければ個人の権利としての発達が満たされなくなるという所にあります。つまり、この「騒音」が認められなければ、子どもたちにとっては、それは、尊厳と権利の侵害に直結すべきものであると言えるのです。また、市街地や住宅街での地域住民に対する「騒音」に気遣うあまり、郊外や過疎地域への保育園"移転"を考えた場合、保育園関係者以外の地域住民などの多様な人々との接点を子どもたちは奪われることになりますし、送迎にかかる負担を家族や保育園が強いられることにもなります。

また、周囲の大人たちに気を遣いながら、その顔色ばかりを窺いながら育った子どもたちは、将来どのような大人へと成長を遂げるのでしょうか。こう考えれば、上記の大人たちのやり取りは、私たちの未来の社会に対する弊害を堆積しているとも断定できます。一方、工場や空港などにおける騒音はその発生源が、モノである以上、技術的な創意工夫や、場所の移転によって解決を図ればよいものと言えます。

これらの本質的な問題を顧みず、両者を錯綜させた議論をしようという風潮に私は戸惑いを禁じ得ません。まるで、人間の権利や尊厳が、モノと同様に扱われているように感じてならないからです。このようなことに思い巡らせながら、私は一つの問題意識を抱くようになりました。人々の暮らしや生命、尊厳や権利の「モノ化」が著しく進んでいるのが、現下の社会ではあるまいかと。この様な「モノ化」が、人々の尊厳の対極にあるということは言うまでもありません。また、モノであるならば、市場による取引も可能となり得るのです。人々の尊厳と権利が、モノと同様に扱われてしまう斯様な社会が豊かであるとは誰も思わないでしょう。しかし、まさに、この社会はいまそういう秋(とき)を迎えているのです。

今回取り上げた報道は専ら児童分野にかかるものですが、実は、高齢者分野においても酷似した事例は数多あると認識しています。例えば、私たちの法人が昨今開設した介護保険事業所の実に殆どが、近隣住民から"目隠し"の設置を求められています。どういうことかと言いますと、住民によれば、認知症の人から覗き見されたり、認知症の人と目が合うことや、こちらの姿を見られることが不安であり、苦痛であるというのです。私たちは、すぐにこの訴えを受け入れるのではなく、経営理念を説明し、地域にひらかれた実践を行いたいこと、そして、思われているような迷惑をかける可能性は然程ないこと、何かあった際は速やかに対応させてもらうことなどを説明するのですが、開設準備の僅かな期間では十分な信頼関係の構築が出来ていないことも相まって、結局は、"目隠し"のためのフェンスを設けなければならなくなることが幾度もありました。

いま多くの人々は、他者への関わりに強い煩わしさを感じているように見受けられます。他者への関わりに、忌避感が募り、他者との関わりを避けているように思うのです。道端で倒れている人

に誰も声をかけない光景に出会ったり、地域で挨拶をしても返事が返ってこない体験を通じて私はこのことを痛切に感じるのです。また、他者への関わりに対する忌避感は世代を超えても循環が見られます。例えば、関東の大学の学食では、カウンター式の"お一人様席"が流行し、学生が一人で食事をとることを好むようになっていることや、地域の子どもたちに挨拶をしても返事がないといった経験を重ねながら、これら他者に対する煩わしさは、子どもたちにも蔓延していることを知りました。

他者に対する忌避感から、他者への関わりを避けることによって、人々は、他者に対する慮りを 喪失していきます。そして、それが深化すれば、他者に対する無関心化が起こります。この無関心 化のところで留まっておればまだ良いのですが、その先に、他者に対する不安と恐怖が蔓延して いきます。障害のある方とどのように接してよいか分からないといったことや、如上の、認知症の 人が何を仕出すか分からないといった不安もこれに当たります。そして、不安と恐怖の先には、他 者との軋轢と対立の関係が待っています。冒頭の保育園の新設反対運動であったり、「騒音」に 対して訴訟を起こすことなどはこの代表例と言えるでしょう。加えて、この様なもめごとに巻き込ま れることを忌避するかのように、人々は他者との関わりを更に避けるようになっているのです。現 下の社会は、この様な負の循環の中にあると私は日々感じています※図。

しかし、人々が他者に対する忌避感を醸成するに至るには、そこには何らかの理由があったはずです。そうです。人々のこの行動の背景には、社会的要因が根底にあると私は考えています。その一つとして、如上で叙述した人々の生命や、暮らし、権利・尊厳の「モノ化」があり、今一つは、人々の暮らしの質が高まっていないばかりか、むしろ減退していることにこそこの要因があると捉えています。株価や GDP の数値は確かに高まってはいるものの、大多数の人々の暮らしの質はむしろ低下の一途を辿っている。私はこの様に現下の社会をとらまえています。であればこそ、人々は自らの暮らしを守ることに傾注し、その結果、他者への関わりや慮りを行う余裕が、精神的にも経済的にも低減しているのではないかと考えるのです。

かてて加えて、経済至上主義のもと社会に競争原理が蔓延し、人々に大きな経済格差を生み出しています。そして、格差が更なる競争原理を生み出すというこちらも悪循環の中にあるように思います。この格差は、人々の健康や防犯等の安全にいたる暮らしの質を退廃させ、連帯や信頼の関係を稀釈することに作用しています。この経済格差も、間違いなく人々の信頼の絆を壊していると言えるでしょう。

再び、先の紙面から引用しよう。「この地域で子育て中の主婦は『確かに幼児は騒々しい時もある。電車に乗ると周囲に嫌な顔をされることもある。息苦しさを感じるが、時代の流れなのでしょうか…』と漏らす」※1。人々の信頼の絆を喪失した終末期においては、子どもの尊厳や権利は侵されやすく、それを守るべき家庭の負担と不安は増大します。結果、大人たちは子育てに負担と不

安を感じるようになり、これから生まれてくる子ども自身のためにも、子どもを産まない・育てない 選択をするようになるのでしょう。斯くして、現政権の狙う成長戦略も成就せず、人々の信頼の絆 は再生不可能なまでに漸次凋落していくことになります。

しかし、この負の連鎖から脱却する方法は必ずあるはずです。一つの方法は上記で論じてきた通り、成長戦略ではない別の戦略をもって、経済格差と不平等を改め、人々の暮らしの質を高め、市場原理の対象範囲たる概念を整理し、市場化すべき領域とそうではない領域の峻別をはかることにあります。

そして、今一つは、私たち実践家にも出来ることがあります。奥田知志は、「絆には『傷』が含まれている」といい、「絆とは傷つくという恵み」であるとまで開陳しています※3。この様に立場や思想の異なる人々同士が、お互いを理解し尊重するために必要なことは、関わりと対話の機会とその体験であり、この場合によっては「傷つけあう」体験を通じることにより、はじめて相互理解への接近が可能となるのです。この関わりの体験と過程を経由して、信頼の絆は少しずつ構成されて行くのです。そして、この貴重な体験ができる圏域は、まさに地域であり、地域こそが、他者との関わりと対話の体験を通して、立場や思想の異なる者同士の相互理解を促進していく豊潤な場所であると私は考えています。

人々の体験の堆積が社会を構成し、この体験の如何がその時代をつくるのだと私は考えています。戦争を知らない世代が、つくっている今の時代は、まさにこの事を如実に現わしているのではないでしょうか。この重要な体験のできる豊かな場所たる地域において、多様な人々同士を繋ぎ、関わりの機会と体験の場を数多創出していくことが私たち社会福祉実践家の一つの仕事であると私は考えています。特に、地域から排他・排斥される傾向にある誰かの支援を必要としている人々を、地域に包摂していくことは、地域住民に対して非常に有用な体験を与えることが出来る実践となると思っています。この有用な体験を地域で数多創造し、負の循環を正の循環に変換させていくこと。地域の絆の実践は、まさに、このことを推し進めるための挑戦であり、多くの人々との連携のもと、この挑戦を更に増進していきたいと思いを新たにする昨今です。

- ※1 『朝日新聞』2014 年 9 月 17 日
- ※2 『朝日新聞』2014 年 6 月 3 日
- ※3 奥田知志『もう、ひとりにさせない』いのちのことば社 P.209-211 2011 年 7 月 「自己責任社会は、自分たちの『安心・安全』を最優先することで、リスクを回避した。そのために 『自己責任』という言葉を巧妙に用い、他者との関わりを回避し続けた。そして、私たちは安全になったが、だれかのために傷つくことをしなくなり、そして無縁化した。長年支援の現場で確認し続けたことは、絆には『傷』が含まれているという事実だ。ランドセルを贈ることは容易ではない。費用

がかかるし、何よりも勇気がいったと思う。本当にありがたく、温かい。ただ私は『タイガーマスクじゃあ、もったいないなあ』と思っている。タイガーマスクに申し上げたい。できるならば、あともう一歩踏み込んで、あと一つ傷を増やしてみませんかと。(中略)傷つくことなしにだれかと出会い、絆を結ぶことはできない。出会ったら『出会った責任』が発生する。だれかが自分のために傷ついてくれる時、私たちは自分は生きていてよいのだと確認する。同様に、自分が傷つくことによってだれかがいやされるなら、自分が生きる意味を見いだせる。自己有用感や自己尊重意識にとって、他者性と『きず』はかくべからざるものなのだ。(中略)絆とは傷つくという恵みである」。

社会関係の臨界

2014/08/24 21:18:06 社会全般

「論争」に投稿させて頂きました。



「9条の臨界」と題したコラム(「風速計」本誌 1001 号 2014 年 7 月 25 日)で、中島岳 志氏が以下の様に述べている。「私は憲法 9条に『他国防衛を旨とする集団的自衛権は行使 しない』と明記すべきだと考えている。憲法に自衛隊の存在を記載し、国民の側から軍事 力に縛りをかけるべきだ」。本文の全体を通じての氏のあるべき社会像や思想の本質には当然に共感している。しかし、如上の記載に対しては、やはり若干の違和感を抱かざるを得ない。議論を深めるために、筆を執ることにした。

たとえば、私は社会福祉実践家である。実践家が実践をなすには、その思想的な拠り所が必要である。また、その実践家が組織に所属している場合は、組織の共通理解(common sense)としての組織理念が最も重要であると日々考えている。なぜならば、実践家は日々現場の中で、その時々に起きている目の前の困難を克服すべく現実的な判断を迫られることが多く、その現実的な判断は、社会福祉実践家が拠り所とすべき価値・道徳的な判断と

は齟齬が生じていることが往々にしてあるからだ。現場には、最低限定型化してやらざる を得ない業務があり、また現実的な関係や環境におけるしがらみがある。であればこそ、 原理原則論や共通理解の確認が実践家には絶えず求められているのだと思う。

以上の様に、市井には、自らが置かれている現状・現実の中で、可能な実践を模索する 経験的判断と、目的・未来に向けて私たちは何をすべきか・どうあるべきかを模索する価値・道徳的判断がある。特に実践家においてはその双方共に重要であるが、上記の如く、現場は、様々なしがらみに流されやすいので、時折立ち止まって価値・道徳的判断で自らの立ち位置を確認する作業が必要となる。

さて、憲法についてであるが、この 2 つの判断の内、経験的判断というよりは、価値・ 道徳的判断に依拠している様に思われる。社会福祉実践家が重要視すべき 13 条と 25 条は いまや瀕死の状態である。条文と現実のあいだには、かつて経験して事の無い大きな乖離 が生じようとしている。であるならば、これらを現状に即して、実現可能なものに変えた 方が良いのだろうか。そうはならないはずだ。

人々は今、画一化と多様性の喪失を基盤としながら、他者に対する関わりを忌避し、他者に対する慮りを喪失している。そこから、他者に対する無理解・不安・恐怖・軋轢・対立が生じ、加速度的に、他者に対する関わりに煩わしさを強めている。この負の循環の下にある現在の社会に求められていることは、人々の信頼の関係を再構築することであり、そのためには、あるべき社会に対する議論と模索が必要であると考える。あるべき社会とは何か。人々にその共通理解を促進する為に憲法は重要な役割を果たし得るはずだ。

9条に臨界が来ているのではない。人々の信頼の関係にこそ、臨界が生じているのである。 その信頼の絆を取り戻すために、この社会の臨界を乗り越えるために、むしろ 9条は有効な手段となり得ると私は認識している。



この記事にコメントする コメント(0)

「荒廃する世界のなかで」の社会福祉

2014/08/13 17:40:36 社会福祉

我が国の社会福祉施策はいま一つの岐路に立っている。私がこの様に考える理由は、生活保護法の改悪と生活困窮者自立支援法の創設・医療介護総合推進法の成立・社会福祉法人制度の改革等、これらは社会福祉制度と実践の双方を漸次あるべき方向へと揺り動かす変革であると認識するからです。私たち社会福祉実践家は、今その時々、目の前の制度の変更にだけに目を奪われていてよいものではありません。政府が、このひとつ一つの変革を堆積し、人々をどのような社会へと誘っているのかを検証する必要があるのです。なぜならば、現下の社会がどのような趨勢・構造にあるのか、その事を理解することなしに、真の社会福祉実践など成し得ないからです。政府がどのような社会をめざし、そして、いま私たちの社会がどのような構造下にあるのか、少し饒舌感はありますが、ソーシャルワーカーの立場から検証を試みます。

著書『荒廃する世界のなかで』を記した故トニー=ジャット氏によれば、公的部門の民営化は、納税者たる国民全体からみれば非効率であると断じています※1。赤字経営の状態にある公的部門を民間に委託するためには、政府による「法外な値引き」やリスクの除去・軽減が不可欠であり、その結果として「国家が安く売れば、損をするのは国民全体」とい

う構図になるからです。また、氏によれば、民営化それ自体が経済の長期成長の刺激となっていることを確認しながらも、そこで得られた富の分配は、納税者・消費者から民間企業の株式所有者へと逆累進的に再分配が進んでいると指摘しています。

巷間でよく見かける例で言えば、佐賀県武雄市の図書館業務の TSUTAYA とスターバックスへの委託、同市における小学校の一部業務をさいたま市の学習塾花まる学習会に委託することなどはその代表例として挙げることが出来るでしょう。この武雄市の取り組みなどは、マスコミも先駆的な実践として賛意を持って報道しているのですが、実は、これらの実践が蔓延していけば、国民全体にとっては不利益に帰結することへの理解が必要です。

更に氏は、政府は、これら事業の「所有権」を民間部門に移行することで、道徳的責任を放棄することができるとも述べています。イギリスを例に挙げ、政府から民間部門に委託された事業の内、最も急激に上昇したのが、高齢者・子ども・精神障がい者向けの施設ケアであり、その結果、企業の利益や配当を増やすためにサービスの質が最低限度まで下げられたと結論づけているのです。社会福祉実践において、この公的責任の所在の問題ははるかに重要です。例えば、横浜市介護支援専門員連絡協議会の調査によると、「地域包括支援センターに併設されていない居宅介護支援事業所の半数以上が、新規利用者の獲得に苦慮している」と報じられています※2。同協議会の意見にもあるように、問題なのは、地域包括支援センターの多くが自治体から民間事業者に委託されているという事実であり、「結果的に市が特定の民間事業者を優遇してしまっている形になっている点」にあります。民間は公益よりも、組織の利益を優先する。そこから連なるように、公平性を欠いた判断をすることになるという典型例としてこれは分かりやすい調査結果ではないでしょうか。そもそも長きに渡って公的部門で成されていた事業は、それなりの理由があって、その役割を公的機関に委ねてきたはずです。そこには、公的な責任の固守であり、公正なる統制の機能があったことを忘却すべきではありません。

さて、政府が目指す、そして、現下の社会構造の一つの特徴が民営化・市場化であることは言うまでもないでしょう。しかし、ここで問題にしているのは、長年公的部門で運営されてきた事業を次々に民間部門へと移行することの弊害です。民間部門は、自らの存続をかけて、常に利益を追求し続ける組織です。仮に、赤字になれば、事業の撤退・撤廃を検討するのが自然の流れでしょう。しかし、従来公的部門で担われているものの殆どが、たとえ赤字になったとしても、その事業の運営を継続しなければならないものなのです。消防や警察が赤字になるから撤廃すべきだという人はいないでしょう。福島第一原発のいつ終焉するのかさえ、誰も分からない最重大事故の処理を、膨大な経費の垂れ流しに繋がるので今すぐやめた方が良いという人も当然いないはずです。この様に、教育や医療、福祉、防犯・防災、環境などの人々の生命と暮らしにかかる分野は、収益の見込みがなくと

も政府がその責任において取り組むべき範疇にあります。ここまで読めばお分かりでしょうが…、この社会における大前提となる基を失して議論がなされていることが、現下の社会福祉制度と実践の大いなる課題であるし、この流れが加速度化する分岐点に私たちは立っているとの認識が冒頭の発言に繋がるのです。

であればこそ、目下議論の渦中にある社会福祉法人制度改革についてもこの視座によって論点を整理すべきであると考えています。社会福祉法人が収益を目的化する傾向が強まったのは、2000年の社会福祉基礎構造改革を淵源としていることは当時現場にいた者の皮膚感覚として強く理解しているところです。それ以前は、自治体直営の施設・事業所と社会福祉法人がほぼ対等な形で、各地における社会福祉の発展のため協働体制がとられていました。「対等」というのは、例えば、公立の社会福祉施設と同等の待遇を確保する観点から職員の給与や退職金(社会福祉施設退職手当共済)について公務員水準を確保すべく公的資金が補填されていたことを指します。

しかし、社会福祉基礎構造改革以後、特に介護保険制度の創設によって、民間部門の参入を政府が促進し、社会福祉法人と営利法人の競争が始まると、競争における公平性の議論が喚起されることになります。その結果、イコールフッティングという名のもとに、社会福祉法人が今まで受けていた如上の"恩恵"は全て廃止されて来たのです。イコールフッティングというのであれば、別に、優遇されていない側を優遇されている側に合わせるという発想があっても良いものだと思いますが、政府の方針には公的負担の軽減が根底にある訳ですから、そうはならなかったわけです。

また、地域に根差した互いに顔の見える中小規模の社会福祉法人と自治体の関係も、基礎構造改革以前は、凭れ合い・馴れ合いの関係であるとの批判を有しながらも、しかし、そこには一定の信頼関係が成立していた様に感じていました。顔と顔の見える関係を地域に構築し、両者の関わりの機会が多分にあった当時は、その信頼関係こそが双方の活動においてより重要であったのだと認識しています。当時は、自治体とサービス提供機関には、信頼の関係に基づいた指導・監督と運営があったのだと考えるのです。それが、大手の営利法人や多種多様な法人の参入によって、自治体とサービス提供機関は上記の信頼関係を逸していきます。この結果、自治体は信頼に基づく指導・監督ではなく、不審を前提としたものにその方法を転換せざるを得なくなりました。

斯くして、サービス提供機関に対する自治体のチェック機能は強化されてきたのです。 この様に民営化と市場化は、行政に膨大なるチェック機能を強いる結果となり、更にその 帰結として、社会的コストが高じることや、自治体とサービス提供機関における信頼関係 に悪影響を及ぼしていることにも注視が必要です。であればこそ、本来は自主性・創造性 の重んじられる社会福祉法人の社会貢献活動についても、政府が義務化を図る対象とせざるを得ないのでしょう。

しかし、いくら自治体がチェック機能を強化したとしても、民間に委託している以上、 細部に渡るまでその機能を敷衍していくことは不可能です。その例は、いま巷を騒がして いる未届・有料老人ホームや泊りデイサービスの実態把握及び指導・監督の難しさにも見 てとれます。以上の様に、民営化と市場化は、自治体とサービス提供機関との信頼関係を も揺るがし、この瑕疵を基盤としながら、自治体のチェック機能の強化とそれを忌避する サービス提供機関との軋轢や対立を一部招いているようにも見受けられます。

かてて加えてもう一つ、論じておくべきことがあります。先のトニー=ジャット氏によれば、「公共セクター崩壊がもたらす衝撃的な結果の一つは、私たちは自分と他者との共通点を理解することが次第に困難になってしまった、ということ」だと述べています※3。つまり、民営化と市場化そして、グローバル化によって、公益と私益が繋がっているという人々の共通理解が形骸化していることに警鐘を鳴らしているのです。私たちが皆社会化されている以上、他者との関係の中で各々の暮らしが成り立っていることは自明の理でしょう。自らの喜びは誰かの喜びに連なり、誰かの悲しみはやがて自らの悲しみへと繋がっていることが、公益と私益が相互作用の関係にあると捉える所以であると認識しています。そして氏は、この共通理解の希薄化が、例えとして、バスや電車、駅等の街並みにおける色とデザインの統一化を妨げるに至った現状についても論じています。このことは、まちづくりや地域福祉実践においてはとても重要なことで、民営化と市場化が、これら私たちの実践の妨げになっていると受け止めることができるのです。民営化と市場化が、人々の共通理解の稀釈を図るものであれば、現下の社会福祉実践における地域福祉や地域包括ケアが困難を極めている現実の理由についてもおおよそ納得がいくのではないでしょうか。

以上、私たちがいま、社会福祉施策の岐路に立っている旨論じてきました。私たちの社会は、公的部門が公的責任において担うべき事業についても民営化・市場化が顕著であり、その結果として、国民の全体性からみた非効率化を招いていると結論づけることができます。この「非効率化」は、経済的な非効率性も然る事ながら、人々の信頼関係やそれに纏わる共通理解の喪失、まちづくりにおける弊害に至るまで多岐に渡って悪影響を及ぼしているのです。これら社会構造を大局観を持って捉えた上で、社会福祉の制度や実践を今一度捉えなおす必要性を感じています。なぜ、このような自明の理を執拗に論じなければならないのかと言いますと、社会福祉分野の研究者と実践家は、この社会構造をとらえる力や視点を度外視ていている傾向が強いように感じているからです。

もちろん、実践家である私たちは、如上の構造に注視しながらも日々目の前の困難と向

き合う必要があります。実践家はその実践をとどめる訳にはいきません。では、私たちが この流れの中にあって今できることは何でしょうか。

私たちの社会では今、人々は他者との関わりに忌避感を抱いています。例えば、高い塀に囲われた保育園。これらは、不審者の侵入を防ぐためであり、子どもたちの遊び声たる "騒音"で地域住民に迷惑をかけないための設えです。地域で挨拶をしても黙殺され、大学の学食ではカウンター式の "お一人様席"が流行しているのだとか。この様に他者との関わりの機会を減退させて行けば、他者に対する無関心化が進みます。無関心で留まっておればまだ救われるのですが、これが定向進化すると、人々は、他者に対する不安や恐怖を抱くことになります。障がいのある人にどう接してよいか分からない、といったことや、認知症のある人が地域で問題を起こさないだろうか、といった疑問や不安を住民が提示することもあります。不安と恐怖が更に深化すれば、言わずもがな、そこには軋轢や対立が生じてきます。障がい者の施設開設に反対する住民運動などを耳にすることもまだまだ珍しくはないのです。これら一見面倒な他者との関わりを横目に、人々は他者との接点を更に忌避するようになるという悪循環の中に私たちの社会はあります。そして、このことは社会における民営化・市場化の仕組みと密接な関係があると私は捉えています。

そのことを前提に、私たち実践家が成すべきことは、この負の循環を正の循環に戻していくことにあると言えるのではないでしょうか。それは、限定された空間たる地域の中で、多様な人々同士の直接的な関わり合いや接点を創出していく取り組みであるとも言えます。中でも重要なことは、地域から排他・排斥されている傾向にある私たちのクライエントと、地域住民との関わりと接点の機会を積極的に創り出していく実践であると確信しています。先ほどの例で言えば、保育園の外壁を敢えて取っ払い、子どもたちの暮らしと存在、職員の仕事ぶりを地域にひらいていくことこそが重要なのです。このことは、子どもたちと私たちの職務を、地域住民に対して潜在化させるのではなく、意図して可視化・顕在化させていく活動であるとも言えます。もちろん、その地域にひらく過程での地域住民との対話の堆積は不可欠ですが…。

私は人間を信じています。多様な他者との関わりの体験を通して、人々は他者への理解と慮りができるようになるものと信じるのです。障がいのある人との直接的な関わりを通して、認知症のある人に対する支援への体験を通じて、障がいや認知症の問題を身近なものとして、延いては、自らの事として捉える力を人間は有しているのだと信じています。

また、この様な体験的な学習こそが、人々の意識と行動を変えるものと理解しています。 人々は体験を通じて、自らの意識を構成しているのです。であればこそ、体験こそがその 社会と時代を構築しているとも言えるでしょう。戦争体験の希薄化したこの社会の様相を 見れば、これはとても分かりやすいことではないでしょうか。そこから転じて、これら直接接点を有する他者への慮りを始めた人々は、直接関わりを持たない他者への理解を獲得することができるとも考えています。例えば、空間的に離れた沖縄や福島の人々に対して、また、時間的に巡り逢うことのできない次世代の子どもたちへと。

もちろん、これら他者との関わりは容易なことではありません。私たちも様々な他者と向き合いながら、共通理解が中々進まないことがあります。無関心や無理解のみならず、時には対立や軋轢を感じる場面に遭遇する事も決して珍しくはありません。しかし、この様な"煩わしさ"を乗り越えなければ、私たちは他者との共通理解に近づくことはできないでしょう。この他者との関わりにおける忌避感と煩わしさこそが、私たち社会福祉実践家が乗り越えなければならない第一の障壁であると言えるし、この忌避感と煩わしさの中にこそ、冒頭より叙述してきた人々が嵌まりつつある陥穽からの出口が見えるはずです。

上記のことからもやはり、私たちの実践は常に地域にひらかれたものでなければならないと言えます。クライエントの暮らしと存在、そして私たちの仕事を地域にひらいていく 実践こそが、民営化と市場化に代表される社会福祉制度と実践の過ちを少しは緩和してくれるのではないかと信じているのです。

- ※1 著トニー=ジャット・訳森本醇『荒廃する世界のなかで-これからの「社会民主主義」 を語ろう』みすず書房 2011 年 2 月 PP.124-138
- ※2 『週刊高齢者住宅新聞』2014年5月28日
- ※3 著トニー=ジャット・訳森本醇『荒廃する世界のなかで-これからの「社会民主主義」 を語ろう』みすず書房 2011 年 2 月 PP.138-154

この記事にコメントする コメント(0)

社会福祉実践家こそが、集団的自衛権行使に抗議せよ!

2014/06/28 01:41:41 社会全般

社会福祉実践は政治運動ではない。しかし、社会福祉実践家が、その専門的価値に基づいて政治活動をすることは忌避されるべきではありません。ましてや、人々の暮らしと人権が軽視されている今の世にあって、その人々の暮らしを守るべき立場にある私たちが、あるべき社会への接近のために、その手段としての政治に関与することはむしろ避けては通れないものと考えます。

特定秘密保護法も然る事ながら、政府による集団的自衛権の行使は、社会福祉実践家にとって、人々の暮らしを最も悪化させる私たちの実践理念の対極にある行動であることを自覚せねばなりますまい。であるならば、社会福祉実践家こそが、この政府の体たらくに対して強く異議を申し立てるべきだと私は思います。以下、社会福祉実践家の立場から、この集団的自衛権についての問題提起を試みておきたいと思います。

社会福祉実践家の使命は、人々の権利を擁護することであると言われて久しい。権利を 擁護することにおいて一つ重要なことは、権利の侵害から人々を守るということにありま す。もしくは、そのことを予防するということでしょうか。現代の戦争では、周知の通り、 兵士よりも圧倒的に一般人がより多く命を落とす傾向にあります。集団的自衛権の行使は、 自衛隊員に死を求めるということに帰結するが、その覚悟が政府にあるのか否か、という 問いがよく巷で成されていますが、これはある意味間違った見解であると私は考えます。 もちろん、自衛隊員が命を落とす確率は高まりますが、それと同時に、私たち自身が命を 落とす可能性をより高めるものであることが明示されていないからです。

戦争は、非人間的・反人権的な行為であり、暴力行為そのものであることは自明の理です。そのような状況に巻き込まれて、もっとも人権の蹂躙を受けるのは一体誰でしょうか。それは、女性と子ども、そして、自らの暮らしにおいて誰かの支援を必要としている人々、私たちのクライエントの生命と暮らしが最も侵害されることは言うまでもありません。だとすれば、戦争は、私たち社会福祉実践家の実践理念とはやはり真逆の位置にあることが理解されます。自らの暮らしに課題を有し、社会から排他・排斥されている人々の権利と暮らしを守る私たちの実践は、戦争と正反対の位置にあり、それは平和維持への貢献に繋がっていることに私たちはもっと誇りを有するべきだと思います。

そもそも、戦争は権力の暴走に起因してなされます。丁度今の日本社会がそれに当てはまるのではないでしょうか。権力の暴走は、人々の人権が軽視され、あらゆる自由が喪失されていく中で起こり得るものです。言論・信教・表現・教育等のあらゆる自由が人々から簒奪されて初めて権力は暴走を果たします。これらは、特に、生存権と幸福追求権の侵害によって促進されて行くと言えるでしょう。よって、人々のこの生存権と幸福追求権を守っている私たち社会福祉実践家が各地で織り成す営みは、人々の権利を守ることに終始しているのではなく、その先にある権力の暴走への歯止めをかけていることになります。まさに、戦争を防ぎ、平和を維持しているのです。

先の権利擁護の件に戻りましょう。権利擁護の実践は、人々を権利侵害から守り、それを防ぐことにあると述べました。今一つ重要なことは、人々の自己決定の尊重にあります。 この度の集団的自衛権行使は、憲法解釈の変更という手続きを取ることによって、国民の 意見を度外視した上で、政府が独善的な決定を行っていることになります。まさに、国民の自己決定を黙殺した手法であると言えるでしょう。よって、これも、社会福祉実践とは対極にある行動と言わざるを得ません。

かてて加えて、とても重要な視点が抜け落ちていると思います。仮に、選挙で選出された国会議員がその帰結を経て、集団的自衛権の行使を画策している、よって、これはある種の国民の自己決定によるものだとの論理が成り立ったとしても、それだけでは済まされない問題があるのです。

それは、例えばこの憲法解釈の変更がなされたとして、この変更を容認した国会議員が、その結果に責任を果たすことがあり得るのだろうかという問題です。つまり、このことによって将来、我が国が戦争に巻き込まれたとして、そこで命を落とす可能性が彼らにあるのかという問題提起です。恐らく、彼らの多くは、その頃、寿命を全うしているのではないでしょうか。つまり、この集団的自衛権の問題は、「私たち」がその責任を直接的に負う立場にはない問題なのです。

言わずもがな、今の子どもたちがその災禍に巻き込まれる可能性がある。であればこそ、この決定は子どもたちの視点を代弁し、子どもたちを巻き込んだ議論を経て行うべきです。それ程までに、丁寧で慎慮な議論が求められている事柄であると言えます。現在の私たちの愚行に対する責任が、私たち自身に降りかかってくるのであれば百歩譲って文句は言いますまい。しかし、その責任と結果を、次の世代に押し付けることが本問題のもっとも愚劣で破廉恥な部分であり、これこそが、この度の政府の行動の本質であると私は捉えています。

つまり、今の子どもたちが大人になり、今のオトナたちの選択の帰結として、戦争に巻き込まれそうな事態に見舞われた時、それに抗う方法がなければ、それは彼らの自己決定とは到底言えないのです。この事においても、人々の自己決定を尊重する社会福祉実践家としては、当然看過するわけにはいかないのです。

権力は暴走すると述べました。その歯止めとなる憲法そのものを、権力の側が、その改正手続きを黙殺し、解釈の上で改めようとしています。そして、そこに異を唱える勢力が衰退の一途を辿っている現状を鑑みれば、これは戦後70年の歩みの中で今現在を迎えていると言えなくもありません。この現在の体たらくを70年の歳月をかけて堆積してきたのだとも言えるでしょう。つまり、過去70年の歩みは今現在のこの社会の様相に向かっていたということです。この理の中にこそ、今から70年未来の人々の暮らしに対する今現在の私たちの責任があることが、はっきりと見てとれるのではないでしょうか。個人の寿命に比

べて、社会の寿命はとてつもなく長い。であればこそ、次世代・次々世代を担う彼らの"自己決定"を慮りながら、それを代弁しながら現在の決定を図って行っていく責任が私たちにはあるのです。

そして、更に気になることがあります。それは、この様な多くの人々の生命と暮らしについて、それが大きな危険に晒される可能性を高める決定を政府が意図的に、そして、感情的に推し進めていることにあります。言うまでもなく、人の生き死にかかる重要な決断を決して感情論で行ってはなりません。

予てから社会福祉実践家は、死刑廃止論者であるべきだと考えてきました。死刑についても、被害者側の感情論でその議論が成されている傾向がありますが、これは社会をより危険な状況に貶めることに繋がると私は考えます。被害者側の心境は、当然共感に値しますし、その暮らしに対する支援は怠るべきではありません。その事を前提として、この事を、加害者の死刑に結び付けることはやはり感情論であると私は認識するものです。

人権や生命に例外を設けてはいけないと私は考えていますし、このこと自体には、多くの人々の賛同が得られるものと認識します。であるならば、重大な罪を犯した人々の人権と生命も同様に考えるべきだというのが、私の社会福祉実践家としての立ち位置であります。特に一時の感情によって、失われてよい人権や生命などこの世に存在しない。この原則こそが、社会福祉実践における権利擁護や社会正義、平等主義とも平仄の合う思想であると言えます。社会福祉実践家も、クライエントの人生の岐路に立つ支援を行う場面がありますが、そのような重要な分岐点でこそ、感情優位ではなく、冷静に覚めた頭でクライエントと向き合うことが求められているのです。

以上の様に重要な政策ほど、感情論で推し進めてはなりません。ましてや、今議論の渦の中にあるのは、個人の生死のみならず、自国他国の如何を問わない多くの人々の生死に敷衍していく問題な訳ですからこれは当然の事です。

また、人々の生命を守る哲学は、抑止力だけではありません。少し前に、拳銃を家庭で保持しないことを決めたアメリカ人の論文を読んだことがあります。拳銃を所持していると暴発して命を落としたり、他者に誤解を与えることで不要に家族の生命が危険に晒される可能性が高まると考え、この家庭では幾世代にわたって拳銃を保持していないといった内容でした。個人レベルであれば、拳銃でしょうが、国家レベルになればこれは大量破壊兵器を用いることになります。抑止力に頼る前に、他にやるべきことがあるその叡智を示唆する事例ではないでしょうか。

我が国の武力行使の範疇を広げることで想定されるのは、可能性の極めて低い政府が示す事例において国益を守ることなどでは断じてなく、人々の殺し合いの負の連鎖に国民が巻き込まれることにあります。前者の在りもしない国益を守るために、後者の大変大きな危険を国民が請け負うことになるのです。しかも、それを実際に背負わされるのは、現在閣議決定に奔走している人たちではなく、現在選挙権すら持たない子どもたちであることを忘れてはなりません。

かつて中東のイスラーム諸国で日本人がテロに合うことなどありませんでした。それを、小泉政権がイラクに自衛隊を派兵した帰結として、その信頼関係が悪化し、複数の日本人が生命の危機に晒され、そして、幾人かの方は実際に命を落としています(2004年4月~2005年5月)。つまり、それは、アメリカの侵略を支持した我が国が、正式にはその政権が支持したのであっても、すべての国民が支持をしたわけではないのだが…そうであっても、反アメリカ勢力にとっては、アメリカと同じ"敵"と見なされた瞬間でもあったのです。

そう考えれば、この度の集団的自衛権の行使は、この負の連鎖を周辺地域に創出し、周辺地域の不安定化に大いに"貢献する"こととなるでしょう。斯くして、我が国の危機はかつてない高まりを見せることになります。その結果、国民の暮らしは不安定極まりないものへと化して行くのでしょう。

そもそもこの度の集団的自衛権にかかる政府の議論は感情論以前に理論的に破綻しています。個別的自衛権で対応できることを、わざわざ集団的自衛権を引合いに出し、それで対応しようとする点。自衛権の限定的行使と言いながらも、その中身が極めて曖昧模糊としており、時の政府の恣意性・裁量性の高いものとなっている事。斯様な支離滅裂な説明と論理的な不整合において、この重要な憲法解釈の変更を推し進めようとしているのです。

言うまでもなく、組織におけるトップとは、その組織を守る最終責任者を言います。この場合、国民の生命と暮らしを守る最終責任者が内閣総理大臣でありましょう。であれば、トップには、あらゆる私信を捨てて、国民の生命と暮らしを守る責務があります。残念なことですが、今の彼に、その資質があるとは到底思えません。そして、その資質の無いトップが支離滅裂な議論を押し通す背景には、国民の暮らしと存在に対する軽視があります。彼らが思うほど、私たちが決して無能では無い事を示せるかどうか。今現在の私たちの資質も同時に問われているのです。

最後に、国益とは、全ての国民の利益を指します。国民の利益とは、国民の生命を守り、 暮らしの質を高めることにあるはずです。であればこそ、社会福祉実践家は、この真なる 国益を意図した実践を行うことにその面目躍如があります。一方でこのトップの言う国益とは、真なるそれで無いばかりか、むしろ私たちのいう国益とは対極の位置にあることを改めて検証する必要があります。

この記事にコメントする コメント(0)

本質を失した「介護職」報道

2014/05/15 01:26:58 社会福祉



最近発売されたばかりの『週刊東洋経済』(2014年5月17日号)を手にしています。「誤解だらけの介護職 もう 3K とは言わせない」と題した特集が組まれているからです。約40頁にも及ぶ大々的な特集となっています。人材マネジメントにおける具体的な実践例も示されており、そのこと自体は有意義であると思って読んでいましたが、本質論としては大きな問題を有する特集であると私は認識しました。つまり、ソーシャルワーカーとしては看過できない内容であると思われます。その理由を含め、以下叙述をしておきます。

まず大前提として、言わずもがな、福祉や介護の仕事の素晴らしさについては、日々強く私も認識している所です。特に産業界の仕事と比較すれば、社会的使命や役割、責任がより実感できる数少ない仕事であると言えます。市場原理や競争原理に強く晒されている産業界の仕事では、組織や個人の利益が最優先される傾向があり、社会的責任や使命感は希薄化される状況にあります。自社製品よりも他社製品の方が優れていると自覚しながらも、自社製品を顧客に勧めざるを得ない環境や、自社製品を用いて顧客が傷つくことも想定されるでしょう。一方、私たちの仕事は、専門性を踏まえた実践を展開する限りにおいて、不幸な人々を生み出しにくい構造下にあると言えます。クライエントの暮らしの質を高めることに焦点化した実践を行うことこそが主たる仕事と言えるのですから。

社会的責任や使命感の強い仕事。つまり、全ての人々の暮らしにおいて必要不可欠な仕事である以上、私たちの仕事は公益色の強い仕事であると言えますし、であればこそ、この仕事は、公的責任において維持・促進されるべき性格を有していると考えられます。北欧をはじめ、多くの欧州諸国では、社会保障の位置づけのもと、政府の責任においてこれらのサービスが提供されているのは周知の事実です。我が国においても、生存権や幸福追求権を鑑みれば、当然に、政府の責任においてこれらサービスの質は担保されることが大前提としてあるはずです。

これらの事を踏まえた上で、本特集について検討を行います。特集では、まず、「介護職の賃金水準がほかの職種と比べて際立って低いといえる統計的な材料はない」と論じます※1。厚生労働省の賃金構造基本統計調査を見れば、他職種と比べてその差は明らかではあるが、介護保険制度が始まってまだ 14 年であるので勤続年数の浅い人々のデータが殆どを占めていると言うのです。「そこで、勤続年数と年齢を考慮して賃金カーブを作成してみると、(中略)全産業計との差はぐっと縮まる」と結論づけています※2。経験年数の浅い人のデータが殆どであると論じながらも、如何にして、経験年数と年齢を考慮したデータを作成したのかがそもそも不明ですし、この「賃金カーブ」の作成根拠は全く示されていません。

加えて、「そもそも介護職の離職率は決して高くはない」と断じます※3。「確かに介護職の離職率は、全産業の平均と比べれば 2~3 ポイント程度高い状況が続いている。しかし逆にいえば、数ポイントの差にすぎないともいえる。(中略) だがほかのサービス業と比べるとむしろ離職率は低く抑えられているとさえいえる」のだとか※4。学生アルバイト等の雇用形態が当てはまりにくい福祉・介護分野と、そうではない宿泊・飲食サービス業や娯楽業とを比較すること自体に問題があると思われますし、2~3%の差が僅かであると断じる根拠もよく理解が出来ません。

他方、同じ報道機関であっても、例えば、毎日新聞では次のような件を引用することが 出来ます。

「介護労働者の賃金は他業種に比べて低い。全国労働組合総連合のアンケート調査(昨年 10月)では、手当を除く正規職の平均賃金は 20万 7795円。厚生労働省調査の全産業平均(29万 5700円)を約9万円下回る。

長らく介護は主婦による家事労働とみなされてきた。職業としての確立が遅れ、低賃金から抜け出せない。介護労働安定センターによると、介護職の離職率は17.0%(2011~12

年) で、全産業平均 (14.8%) を上回る。求職者 1 人に働き口がいくつあるかを示す 2 月 の有効求人倍率は 2.19 倍。全産業平均 (1.05 倍) の 2 倍だ」 ※5。

また、本誌で示されているこれらが事実であるならば、今まで、いや、今現在も、政府や全国各地で議論を繰り広げている福祉・介護職員の低賃金や低定着率に対する取り組みは全く不要であると言えるでしょう。本当にそうなのでしょうか。この様な根拠の浅薄なデータや理論をもとに、介護職は低賃金ではなく、離職率も高くはないと報じられることに私は強い違和感を抱かざるを得ません。

そして、本特集では、全国の素晴らしい個人や組織の実践が数多描かれています。中には、「介護業界は賃金が低いといわれるが、私は 20 代で横浜に一戸建ての家を建てることができたし、仲間たちも 30 代で購入。年収 700 万~800 万クラスもいる。努力次第で収入はついてくる」といった実践家のコメントも載せられているのです※6。

私は、これら先駆的な個別の実践自体は素晴らしいと心底感服していますし、今後もこれらの取り組みは広がっていくべきだと切望しています。そこのことを前提としながらも、頑張って成果を上げることのできた一部の成功例を取り上げて、これら福祉・介護人材の問題を、組織や個人の取り組むべき課題へと帰結させる論法に猜疑心を抱いてしまうのです。当然に頑張っている人々は称賛に値します。この中には、私の知っている人たちも多く取り上げられていますのでその事には全く以って異論はありません。

しかし、特別に頑張っていなくても、先駆性や開拓性を有さずとも、全ての福祉・介護職の暮らしを守っていくことが重要であると私は考えます。社会問題を捉える上で必要な視点は、ミクロ・メゾ・マクロ領域でそれぞれの要因を抽出することにあると認識しています。ましてや、前段で確認した通り、私たちの仕事は、公益性の高い営みであり、これらは政府の責任においてその質が担保されるべき前提を論じたところです。であるならば、マクロ領域たる政策や制度における課題の抽出と対策こそが急がれるはずです。この特集で最も欠けている視点は、まさにこのマクロ領域の分析であり、全ての要因を個人と組織に帰している点において、ミクロ・メゾ領域の議論に終始した論調であると断定できます。

執拗に確認しておきますが、個人の心の持ち方の工夫や事業所努力は当然にあってしかるべきです。しかし、その質の担保における本質的な責任は政府にあるはずだと言いたいのです。その視点が欠如しているという意味において、残念ながら本特集は本質を欠いた代物であると断言できます。

どのような人々がこの特集を編集したのかが少し気になり、「編集部から」の欄に目を向けました。すると、「来年度の報酬改定に向けた議論が始まったタイミングで、『介護職の給料は低くない』と書くことにためらいもありました」とあるではありませんか※7。つまり、この特集が介護報酬の引き下げに繋がる可能性があることを認識した上で、編集及び発表に踏み切ったと言うことです。尊敬すべき友人から教わった事があります。知識人は、講じた「状況」に対してではなく、その「結果」にこそその責任を有するべきであると。このことは、マスメディアの役割にもそっくり当てはまります。如上の報道が、何に利用され、どのような結論へと導かれるのか。その想像力こそが、特に、現下の報道機関には求められていると私は考えます。

いみじくも、福祉新聞の次の行を彷彿しました。

「麻生太郎・財務大臣は22日の経済財政諮問会議で、特別養護老人ホームの介護報酬を適正化する考えを明らかにした。収支差率が高く内部留保が多額な半面、常勤介護職員の賃金が低いとし、『この点は2015年度予算編成の重要課題だ』とも述べた。会議後の会見で廿利明・経済財政担当大臣が麻生大臣の発言を紹介し、『収益を賃金に還元すべきという提言だと思う』とした。介護報酬の引き下げ圧力が高まるのは必至。15年度の介護報酬改定に向けた厚生労働省の審議会は4月28日に始まる。それに先駆けて財務省が給付増をけん制する狙いがあると見られる。諮問会議は6月に経済財政運営の基本方針(骨太の方針)をまとめる」※8。

個人や組織の素晴らしい実践を称賛すること自体は忌避すべきことではありません。しかし、その「称賛」の影で、この「称賛」を隠れ蓑にして、大事な本質を捉える観点が稀釈されるのであればこれは大いに問題です。私たちは、ミクロ・メゾ領域の実践に終始することなく、マクロ領域の視点と実践をも意図する必要があります。この度の特集に対して、批判が顕在化していない現象を鑑みれば、まさに、このことこそが我われ福祉・介護人材の弱点であることが確認できます。

- ※1 『週刊東洋経済』 2014 年 5 月 17 日 P.48
- ※2 『週刊東洋経済』 2014 年 5 月 17 日 P.46
- ※3 『週刊東洋経済』2014年5月17日 P.51
- ※4 『週刊東洋経済』 2014 年 5 月 17 日 P.49

- ※5 「介護職 低い賃金で疲弊 相次ぐ離職『仕事夢ない』」『毎日新聞』2014年4月27日
- ※6 『週刊東洋経済』2014年5月17日 P.52
- ※7 『週刊東洋経済』2014年5月17日 P.117
- ※8 「介護報酬の引き下げ圧力高まる 麻生・甘利両大臣が言及」『福祉新聞』2014 年 4 月 28 日

この記事にコメントする コメント(2)

社会の絆を壊した判決

2014/04/27 00:35:56 社会福祉

今の司法は一体何処を向いているのか。そのことを大変わかりやすく物語っている判決が出ました。

愛知県大府市の認知症の男性(当時91歳)が、列車にはねられ死亡した事故に対して、 JR 東海が損害賠償請求訴訟を起こした一審と二審の判決についてです。名古屋地裁の一審 判決では、介護者たる妻と別居中の長男に請求通り約720万円の支払いが命じられていま した。その愚劣さについては、過日のブログでも吐露した通りです。

あまりの傍若無人な判決に対して、世論は大勢批判と非難を浴びせていましたし、私の周囲にいる司法関係者も当然にこの結果はおかしいと言っていました。そのことを踏まえて、私は、この一審判決は大変特異な判決なのだと受け止め、二審ではこの判決が覆るだろうと高を括くっていたわけです。結果はしかし、この思いの方を大きく覆すものとなりました。二審では、その請求金額が半減し、別居中であった長男への請求を棄却したのみの"改善"であって、本質的には何の変化も見られないものが示されたわけですから。こうなってきますと、これは、決して「特異」な判決ではなく、現在の司法における普遍的な判断と捉えるべきなのでしょう。

この判決が、何処に問題を有しているのかを説明するのは簡単なことです。単純に二つの観点で説明がつくのではないでしょうか。①個人主義を軽視した家族主義の発想、②社会保障や社会福祉に対する本質の度外視。以下に若干詳しく叙述を試みます。

まず、①について。新聞紙面では以下の様に報じられています。

「相当前から長男は男性と別々に暮らしていて、経済的な扶養義務があったに過ぎず、介護の責任を負う立場になかったとして、男性への請求を退けた。一方、妻については配偶者として男性を見守る民法上の監督義務があったと判断。高齢だった(当時 85 歳)ものの、家族の助けを受けていて、男性を介護する義務を果たせないとは認められないと判断した」(括弧内は中島)※1。

認知症高齢者と同居する家族介護者には、介護や監督をする義務があるというのですね。 もちろん、その認知症高齢者が同居家族などから虐待や拘束等の権利侵害を受けることは 許されず、この様な権利侵害を防ぐ義務は、すべての人々と等しく同居家族にもあると言 えるでしょう。しかし、その認知症高齢者が地域社会で起こした過失の責任に対してまで その同居家族が負わなければならないとの判決は次の点において行き過ぎたものであると 断じることができます。

一つは憲法 13 条で示されているように、私たちは、ひとり一人が個人としての尊厳を有していることが社会の共通理解としてあるはずです。であるならば、個人が犯した罪は原則個人がその対応を迫られるべきです。もちろん、その個人が少年であったり、障がいのある人である場合などはその責任能力に応じて断罪する必要はあるでしょう。また、その個人の罪への要因は、社会環境との相互作用によって起こっていることを考えれば、その社会全体の課題や責務についても考えざるを得ないところです。しかし、それは、飽く迄も「社会全体の」を指しており、以下に示していくように、ごく一部の「家族」に押し付けるべきものではありません。それら「配慮」を行った結果、「罪」への対応が、処罰から教育や指導に転換されたり、場合によっては処罰の軽減に繋がることもあるのです。しかし、以上は全くそれだけの話であって、個人が犯した罪は、その個人に帰結することの本質には変わりがないはずです。

しかし、その一方で、特に我が国においては、時折おかしな事象を見聞することがあります。罪を犯した人のその家族のプライバシーを暴露したり、その責任を問うような報道が成されることは珍しくはありませんし、まだ罪を犯したことが法的にも未確定の時点たる「容疑者」の段階でも、これらの事は至極当然の如く成されているのではないでしょうか。罪を犯した本人のみではなく、その家族に対してまでその責任を問う価値規範が蔓延しているのが我が国の社会の一つの特徴であると私は捉えています。そして、まだ罪が確定していない、責任の所在が明らかではない段階においても、その「責任」は家族にまで及ぶ構造があるのです。

これらの事を考えると、いわゆる自助・互助・共助・公助の範疇の内、司法と世論が自

助に重きを置いていることを窺い知ることが出来ますし、その自助の範疇に家族までを位置付けていることも強く認識するに至ります。しかしこれらは、介護を個人的な暮らしの課題と位置づけず、社会全体で取り組むべきものだと謳っている介護保険制度や、2012年度から本制度の目玉とされているそれを地域全体で支え合う地域包括ケアの概念からも逸脱したものであると言えます。

そして、ここで②に話は続くわけです。そもそも人々の暮らしの課題の全てはその本人や家族のみで克服すべきものなのでしょうか。個人の責任は個人に帰する。もしくは、家族が被ぶればよいというのであれば、政府や行政は元来不要であるということになります。これは、ソーシャルワーカーでなくとも理解できることだと思いますが、個人の暮らしは、その周囲にある社会環境との相互作用によって成されていることがその大前提ですし、であるならば、自己責任論などという論理はそもそも成り立たない代物であると論じることもできます。ここに、社会保障や社会福祉の必要性が主張されるようになるのです。

人々が尊厳ある自らの暮らしを自助によって担保することが出来ない場合は、公的な責任を遂行してその個人の暮らしを守っていくことが社会福祉の役割であると私は考えます。であるならば、本判決は、この社会福祉の本質を揺るがしかねないものであると断じることが出来るのです。この認知症のある方に対する公的支援にかかる責任は何処にも謳われていないからです。仮に、公的責任の言及については本裁判の主旨ではないにせよ、その責任を一方的に、同居する当時 85 歳の妻に求めている訳ですから、本判決は自己責任論と同一基底にあると断定できます。

認知症有病者数は2012年時点で462万人にのぼるとされています※2。2012年の労働者人口が6720万人と言われている訳ですから、その数の多さは社会問題として注視に値します。また、同年「徘徊」によって、行方不明届が警察に提出された数が9607名分であり、2013年末時点でその内180名の方が行方不明のままであるとの報道もなされています※3。

これらを鑑みれば、この認知症の問題というのは明らかに社会が取り組むべき問題であることが理解できるでしょう。であるならば、これらの問題を克服するためにはどのような規範と視点が重要となるのでしょうか。

一つは、この問題を個人の、家族の問題として整理するのではなく、社会全体の問題であるとの認識を広範で多様な人々と共有することが必要です。これが、人々の人間の尊厳にかかる問題である以上、ここには政府・行政の責務も認識されるべきでしょう。その上で、本課題を本人と家族に押し付けるのではなく、支援の補充・充実によって、これら問題が生じぬよう予防を促進していくべきです。

実は、先ほど、「個人が犯した罪は、その個人に帰結すること」について叙述しました。 原則論として、これは否定されるべきものではないでしょう。しかし、社会構造のもとで 暮らす人々の行動の影には必ずその社会的背景が存在します。であるならば、「個人が犯し た罪」をその個人に帰結させることで、この罪の終結を図るのではなく、社会全体の課題 として捉える姿勢も私たちには求められているはずです。認知症の問題に拘わらず、罪を 犯した人々に対してもこの様な視点は重要です。つまり、加害者にも被害者性があること に想像を及ばせる必要があるのです。

話をもとに戻しますが、その上で、万が一冒頭の様な不幸な事故にそれが帰結したならば、その起こった事故に対しても、社会全体で支える仕組みが必要なのではないでしょうか。そもそも、暮らしに課題を抱える人々と共に暮らしていくためには、この様な問題はつきものです。これ程までに大きな事故でなくとも、誤って、警報機を鳴らしたり、菜園の作物を収穫したり、近所の家の敷地内に入ったり等々、枚挙に遑がないほどに小さな問題は各地で起こり得るものです。そして、これらの問題を完全に起こさぬようにする方法は一つしかないでしょう。それは、認知症のある人との共生を社会が断念することでしかありません。

しかし、そのような社会や国は、国際社会からは凋落した存在としてまず相手にされることは無いでしょう。また、誰かを排他・排斥する社会は、多様性を失した画一化した社会であり、全ての人々の尊厳が守られぬ社会であるとも言えます。その意味において、本判決は、真の共生社会の構築に向けた流れにも大きく水をさすものであると言えます。

いま我が国の政治は益々、格差を醸成し、社会的少数派や弱者に対する慮りを喪失しています。また、それを実に巧妙かつ潜在的に推し進めていることに誰も警鐘を鳴らさない様相を呈しているのではないでしょうか。こんな時こそ、三権分立における司法の役割が求められているはずです。その司法が本来の役割を果たせていない、その傾向をひとつ顕著に示したのが本判決であるとも私は受け止めています。

※1 久保田一道「認知症で徘徊し線路で事故、遺族の賠償減額 名古屋高裁」『朝日新聞』 2014年4月24日

※2 「認知症、高齢者の 15%に 厚労省調査、85 年から倍増」『朝日新聞』2013 年 6 月1 日

※3 畑山敦子「認知症で行方不明届け出、延べ9607人に 2012年」『朝日新聞』2014年 4月25日「認知症が原因で徘徊し、家族らが行方不明者として警察に届け出た人の数が、

2012年に全国で延べ9607人に上ったことがわかった。9376人は同年中に居場所がわかり、 大半は無事だったが、13年末時点で約180人が行方不明のままだ」。

「当事者性」を「ひらく」仕事※

2014/04/06 17:49:24 社会福祉

法人職員のために大学の恩師に過日講義を頂く機会がありました。私たちの法人の職員に拘わらず、福祉・介護分野で働く人々に対する問題意識として、社会の構造やその価値規範といったマクロ領域の視点や、人権とは何か・社会福祉とは何か、といった本質論を検討する視座が希薄化しているように思えます。要するに、我々は一体何のためにこの仕事をしているのかを深く捉えずに、目の前のクライエントと向き合い、それを業としてこなしている感が否めないわけです。もう少しはっきり言えば、専門職ではなく、単なる技術屋さんに凋落してはいないかとの問題提起の意味を含めての課題であると言えます。これらの課題を少しでも克服すべく、私たちの法人では今後、介護・福祉とは直接関係のない領域の研修(講義)も設定する予定です。いみじくも、私の尊敬する経済学者にも一役買っていただけることを一昨日確認したところです。

さて、恩師の講義は、部落差別問題や優生思想批判、医療分野の経済至上主義批判における具体的な事例を扱いながらも、一貫して「当事者性」とは何か、を問うたお話であったと認識しています。私たち社会福祉実践家、特に私の場合はソーシャルワークが重要になってくる訳ですが、これらのなすべき仕事を一言で言及すれば、クライエントの権利擁護の実践を通して、すべての人々の尊厳ある暮らしが成される社会を構築することがその根底にあると言えます。

ここには二つの視点があることは言うまでもありません。ひとりの人の支援たる「クライエントの権利擁護」と、その延長線上に繋がっている「すべての人々の尊厳ある暮らし」の構築。ソーシャルワークの基本的な考え方として、また現在なされている実践の在り方としては、前者が圧倒的に優位であり、後者はあまり意識されていないか、等閑に付されている感は否めません。しかし、これからのソーシャルワークでは、この二つの視点を同様に重視した実践が求められていると私は考えています。

「当事者性」を検討するにあたって、ソーシャルワークのこの端的な二つの視点に思い を巡らせておくことはきっと不毛な作業ではないと自身は考えます。今の思いを以下少し 吐露しておきます。

例えば、クライエントの「当事者性」を考えてみます。認知症のある人の「当事者性」という捉え方もあるかも知れませんが、それは飽く迄も理念的なお話であって、実践論的には、やはりそこに個別性が存在するのではないでしょか。同じ認知症のある人であっても、A さんと B さんの「当事者性」は異なるわけです。また、A さんと B さんの「当事者性」が対立構造に陥っていることもあるでしょう。このように考えれば、認知症のある人の「当事者性」という概念ははやり揺らいでくると言えます。認知症のある人の「当事者性」が、存在するのではなく、A さんと B さんの「当事者性」が存在しているに過ぎないのです。

そのような認識の上においてでも、認知症のある人々や、障害のある人々、少数派やその他排他・排斥されている人々における運動の在り方として、仮の「当事者性」を用いることに自身は否定する立場を取りません。なぜなら、ソーシャルワークの使命としては、「すべての人々の尊厳ある暮らし」を目指すべく、ソーシャルアクションを起こすことの重要性も一方で強く認識しているからです。しかし、この場合の、集団毎の「当事者性」は、一定の個別性を排した仮のものであるとの認識が不可欠です。被差別部落の人々の中にあっても、在日韓国・朝鮮の人々の中においても、多様な個別性のある立場や思想が存在すると言うことです。そこを度外視した運動は、おそらく、その後の広がりを見せることはないでしょう。

広がりのある運動を成すためには、少なくともその集団内に個々に存在する「当事者性」が一定程度共有される作業が成されていなければならないと思うのです。例えば、同じ「障害のある人」との位置づけであっても、そこには置かれた状況や思いに個別性が存在します。そこを互いの個別性を重んじながらも、大局観を持って共通理解を促進していく過程が、後の運動への広がりを見せるのであろうと認識するのです。また、こうして構築された共通理解こそが、集団における仮の「当事者性」であると言えるのかも知れません。また、異なる立場の人々が共通理解を構築していく作業は、煩雑なれど、非常に尊く、重要であるとも認識します。

これまでは、集団の内部における「当事者性」の共有のお話をしてきましたが、ソーシャルワークの要諦は、この集団の内部にある「当事者性」を、その外部に如何に「ひらいて」行くかににあることは言うまでもないでしょう。集団の内部にある個人の「当事者性」を集団内で「ひらいて」一定程度共有することが可能である以上(それを否定するのであれば、あらゆる運動は不毛であると断言できます)、集団としての仮の「当事者性」や内部にある個々の「当事者性」を集団外部に「ひらいて」行くことも不可能ではないはずです。

「他人の痛みは我慢できる」という言葉があるようですが、自身は 10 代の頃より「他人の痛みが我慢できない」人間になりたいと思って生きてきました。そこには、「他人」の「痛み」は、その「他人」と全く等しくは理解できないけれども、その一部は理解することができるとの信念が厳然と存在していたと言えます。もし、「他人」の思いが全く理解できないとしたら、巷にあふれる映画やドラマ、あらゆる書籍、そしてあらゆる議論は全く意味をなさない代物であると言うことになります。私たち人間は、体験や想像力を駆使して、「他人」の思いの一部は理解することが出来るとても優れた能力を持ち備えていることに強い誇りを抱くべきでしょう。

友人と深夜まで痛飲して語り合い、そこで交わした言葉を翌朝ふと振り返り、彼の伝えたかった思いを考えてみる。このような関わりの過程を通して、人々は、「他人」の思いを一定程度は共有することができるはずです。もちろん、「他人」の思いの全てを理解できる事などはあり得ない訳ですから、この点に対する畏敬の念は堪えず持ち続ける必要はあります。クライエントの思いも然りで、私が対人援助の要諦は、クライエントの思いを「決めつけない」ことと、理解することを「諦めない」ことの双方が重要であると説くのはこのことから端を発していると言えます。

経済至上主義とそれに連動した教育制度が相俟って、私たちは、自らの利益と他者の利益が切っても切れない関係であることを忘却しているように見受けられます。他者の悲しみはやがて、自らの悲しみに繋がり、自らの喜びは他者の喜びへと連鎖している事実を私たちはどこかで見失っている様相があります。誰かを排除する社会を放置することによって、また誰かを排除することによって、そのことが、やがて自らの排除へと繋がることに対する想像力が欠如しているのが現下の社会なのかも知れません。

私たちソーシャルワーカーの仕事は、その人々の繋がりを、可視化し、社会に共通理解を促進していくことにあると私は考えています。本来であれば、教育によって直接接点の無い他者に対する理解もある程度は人間のなせる能力の範疇であると言えますが、今の教育はそうなってはいませんので、このことは大きな課題であるとも言えます。多くの人々にとって、直接接点のない沖縄や福島、生活保護に係る問題が、人々の間で広く共通理解が成されていないことを顧みればこれは明白な事実であると断じることが可能です。

斯様な状況下において、ソーシャルワーカーがとるべき実践は、地域の中で、多様な他者の存在を可視化と体験を通して共有し、その共通理解を促進することにあるのではないでしょうか。他者の支援を必要としている人々の存在と暮らしを、そしてその人々を支援している私たちの仕事を地域に「ひらいて」、可視化し、体験的な関わりを促進することこ

そが、自身の利益と他者の利益が繋がり得ることの理解を全ての地域住民に促進し、「他人の痛みが我慢できない」地域社会の構築へと繋げることが出来るのです。このような地域社会を構築することが出来れば、恐らくそこに暮らす人々は、今度は直接接点を有さない他者への慮りを始めるのかも知れません。こう考えれば、ソーシャルワークの実践論には、社会教育や成人教育分野の知見にも触れておく必要性を考えざるを得ません。また、これらの営みは、多くの人々が子どもから大人になるまでの間に経験してきたことを、地域の中で、今度は真逆の体験として促進する過程であるとも言えるでしょう。

福島の不幸の上に、東京の幸福があり、沖縄の被害の上に、国民の幸福がある。除染作業員の苦悩の上に、私たちの安全があり、最前線で生死をかける兵士の上に、人々の安全保障がある。このような社会は決して健全な社会とは言えず、他者の不幸を礎とした幸福などは、しょせん幻想に過ぎず、それに気が付かないこと自体が人々の不幸であると断言できます。

自身の暮らしと他者の暮らしはどこかで必ず繋がっている。であるにも拘わらず、その 事が誤魔化され、曖昧模糊とされているその人々の繋がりを敢えて可視化し、体験的な学 習の機会をもって共通理解を促進し、再度人々をしっかりと繋いでいく。このことを地域 の中で展開していくことこそが、私たちの仕事なのです。

ここまで議論を拡散させておきながらも再び「当事者性」の議論に戻します。繰り返しになるかも知れませんが、如上のことからも、「当事者性」を地域に「ひらいて」行くことこそが私たちの仕事であると言えます。「ひらいて」可視化し、共通理解を促進するために、「当事者」の暮らしや支援者の仕事に直接関わってもらう体験的学習の機会を数多設けていくことがその有効な一つの方法であると私は理解しています。この実践を積み重ねることによって、地域住民は、直接接点を持たない他地域・分野の人々に対する共通理解を可能とし、延いては、この社会を構成する全ての人々の尊厳ある暮らしへと帰結することを信じているのです。

その意味において、「当事者性」を社会に「ひらいて」共有するということは、全ての人々が「当事者性」を有するということにも繋がります。そして、すべての人々の尊厳ある暮らしを目指す以上、そこに「当事者性」は意味をなさなくなるのではないでしょうか。なぜなら、「すべての人々」こそが「当事者」となるはずだからです。であれば、この「当事者性」という言葉そのものの意味を失効させることこそが、私たちソーシャルワーカーの目指すべき到達点なのかも知れません。

※ 友人から教わった事ですが、ここでは、「開く」と「拓く」の双方の意味を併せ持つという意で「ひらく」と表記しています。

この記事にコメントする コメント(0)

ソーシャルワーカーからみたアベノミクス

2014/03/29 16:59:45 社会福祉

新聞紙面によれば「菅義偉官房長官は28日午後の記者会見で、同日発表の2月の全国の消費者物価指数(2010年=100)が、生鮮食品を除いたベースで前年同月比1.3%上昇し、9カ月連続でプラスとなったことについて『デフレではなくなってきていることが確認される内容だ』と評価した」※1とあります。当文では、このことが真に「評価」に値するべきものなのか、ソーシャルワーカーの視点で検証してみることにします。

円安による輸入価格の上昇に伴って食材費や燃料費は高騰の一途を辿っています。目標物価上昇率 (2%) とそれが相俟って、消費増税後の4月以降の物価上昇率は前年比3%以上になることが報じられています。一方で、労働者の賃金は、「連合の3月24日時点の集計では、勤続年数などに応じてあがる定期昇給を含めた企業の賃上げ率は2.23% (1187組合)。中小の交渉が今後まとまれば、賃上げ率は低下する見込み」※2と分析が成されている訳ですから、物価の上昇に人々の賃金の上昇が追いついて行かない現実を窺い知ることとが出来るでしょう。

また、企業の賃上げ率 2.23%も実態を反映していない数字であると私は捉えています。 そもそも給与や賞与の増減が事前に提示される企業は、労働組合が整備されている大手企 業であることは言うまでもありません。よって、2.23%の上昇は一部の大手企業の賃上げを 示すものでしかないのです。中小企業のそれは下手をすれば支給日まで分かりませんので、 これらの数字に反映されることなど有り得ないのです。また、地方銀行の支店長や行員と 話をすれば、少なくとも地方における中小企業の景気は上昇していないことが理解されま す。

つまり、一部の人々の所得が上昇していく中、多くの人々の所得は停滞傾向にあるということです。そこにあって、「バブル期以降、国内では体験していない物価高に、家計が直面する」※2のです。つまり、その帰結として想定されるのは、経済格差の更なる増大であり、経済的困窮者の増加であることは言うまでもありません。そこに加えた形で、生活保護費の引き下げ(2013年8月から)や生活保護法の改悪(2014年7月)が成されて行けばこの増加する人々の安全網すらも危うい状況となります。このことだけを捉えても、4月

以降の状況は、ソーシャルワーカーにとっては暗澹たるものになることが決定的と言えるでしょう。「評価」するなど、とんでもないお話です。

これら人々の暮らしの課題のみならず、医療・社会福祉経営においても危機的状況に直面することが確定的です。特に介護分野においては、要介護高齢者の増加によって事業拡大が求められている訳ですが、事業展開をなそうにも、設備投資費の高騰によってそれが難しくなっています。

一般的な物価上昇の中でも、建設工事費は、公共事業の拡大と相俟って、異常な程の高騰ぶりを見せています。建設資材と人件費の高騰が主な要因ですが、資材だけでも以下の様な需要の拡大が認められます。セメント 21.4%増・生コンクリート 18.8%増・木材 12.4%増・普通鋼鋼材 13.5%増・形鋼 14.6%増・小形棒鋼 7.8%増・アスファルト 17.6%増(いずれも前年比)※3。

如上のアベノミクスで恩恵を受けた、もしくは受けることの予測される大手企業などは、この状況下でも更なる設備投資が可能なのかも知れませんが、中小企業であったり、収入の上限に定めのある医療・福祉分野においては大きな痛手となっています。実は、大手企業であっても、小売業などは出店計画の見直しを行っている訳ですから、医療・福祉分野におけるそれは今後更に顕著となることでしょう※4。診療・介護報酬では、消費増税分に係る一部諸経費に対する上乗せが成されましたが、本税分と目標物価上昇率(2%)分に対応すべき職員の賃金上昇を想定した上乗せは成されていません。このことによって、職員の賃上げが成されることは難しくなっています。もともと既に厚労省のデータにもある様、一般産業界と比べ、男性で年収が150万円程度減収傾向にある福祉・介護分野においてこの実態は以後大きな禍根を残すことになるでしょう。福祉・介護人材の確保と定着に更なる困難が生じることが確定的となるのですから。

そもそも、自然環境の著しい破壊と"投資回収率"の悪さに起因する反省から、公共事業の見直しが成されて来たにも拘らず、この時代錯誤の政策に回帰すること自体理解に苦しみます。また、今求められているのは、新しいものをゼロから建設することではなく、学校の耐震化不足に代表されるような既存の建物の耐震強化や維持する為の改修こそをその中核に据えるべきではないでしょうか。そう考えれば、新規建設などは、未来に対する投資であるとは決して言えず、むしろいずれそれを維持するために膨大な再投資を行うべき"債務"と言えるかもしれません。事実、地震が少ないなどの理由があるものの欧州には驚くほど古い建物が存在し、またそれを現在でも活用していることに誇りすら抱いている向きがあります。

都市部に出張していつも思うことなのですが、老朽化した膨大な建造物群をどの様に建替え・維持していくべきかは、またこれら建造物とどのように向き合っていくべきかも含めて、我が国の社会構造や価値規範といったマクロな視点で整理すべき事項だろうと考えるのです。しかし、今の公共事業の拡大に、このことに応え得る大義は見受けられません。その意味において、確たる理念や方針なき公共事業の拡大こそが、アベノミクスの特徴であるとも言えます。

既知の通り、視点を変えれば物事の捉え方は変わります。その意味において、報道機関の立ち位置によってアベノミクスの捉え方も様々です。大手企業の躍進や賃上げばかりを囃し立てる報道機関は、冒頭の官房長官と等しくアベノミクスを「評価」しているのでしょう。その意味において、この様な報道機関は、ジャーナリズムからは乖離・凋落している存在であると判断が出来ます。つまり、アベノミクス報道は、各報道機関におけるジャーナリズムのあり方を測る絶好の評価指標になり得ると思うのです。

それは、ソーシャルワークから捉えた際も同様のことが言えるでしょう。ソーシャルワーカーから見たアベノミクスは、多くの人々の暮らしの質を貶め、私たちの所属組織を衰退させ、私たちや仲間の暮らしをも危ぶませていると言えるからです。そして、社会構造に働きかけるべきソーシャルワーカーにとって、これからのあるべき社会を問う大義不在の代物であるとも言えるでしょう。いずれにせよ、アベノミクスの成果などは、ソーシャルワーカーにとっては、その逆機能を果たすべき障壁に過ぎないことが確認できます。

- ※1 2014年3月28日『日本経済新聞』
- ※2 2014年3月29日『朝日新聞』
- ※3 「主要建設資材月別需要予測 2014 年 3 月分」2014 年 2 月 10 日 国土交通省
- ※4 『日本経済新聞』2014年3月9日「小売り・外食企業が2014年度の出店計画を見直す。建築資材の値上がりに建設技能者の不足が重なり、商業施設の建設費は5割近くも上昇。イオンは大型ショッピングセンターの出店数を従来計画より2~3割抑え、セブン&アイ・ホールディングス傘下のスーパー、ヨークベニマルは半分にする。入札の不調が相次ぐ公共工事に続き、民間企業にも建設費高騰の影響が広がってきた」。

昨今取り沙汰されている「STAP (スタップ) 細胞」の論文に多数の疑問が指摘されている問題。これらを私たちはどの様に捉えるべきなのでしょうか。正直なところ、仮に研究者個人の見識や行為に問題があったとしても、それを個人の責任に帰して問題解決を図る方法は最も愚策であると認識しています。いみじくも、高血圧治療薬ディオバンの臨床研究では、データ操作があったと調査機関からの公表があり、論文も取り下げられたところです。また、別の報道では、「山崎茂明・愛知淑徳大教授の調査によると、医学・生命科学分野で撤回された論文のうち日本からの論文は約10%を占める」※1とあります。

実は、そもそも、iPS や STAP 細胞そのもの及びその後の研究が、本当に人々の暮らしをより豊かにするのかについて私自身は一定の猜疑心を抱いています。自然(宇宙)の摂理の中で生かされてきた人間にその摂理に"対抗"し得るだけの能力が備わっているとは到底思えません。むしろ、この"対抗"の中で、我われの手に負えない新たな問題が噴出することが推測されます。少なくとも、副作用や倫理的課題と言う障壁ははっきりと見て取れるのではないでしょうか。

本論に戻るとして、例えば、法務官僚の講演や職員との対話の中でも聴かれるのは、犯罪を行った人々の多くは「普通の人」だと彼らが認識しているというものでした。この様な話を聴きながら自身も考えます。罪を犯した人々と同じ社会環境下に置かれていても、自身は犯罪者になり得ないと言い切れるのか。同様の生活歴を有していて、その行為の機会が目の前にあったとしても、自身も犯罪に手を染めないと言い切れるのだろうか、と。社会環境、他者との関係の中で形成された価値規範によって人々は行動を起こす。こう考えれば、人々が罪を犯したとして、それを単に個人的な問題として処理することが妥当な方法であると言えるのでしょうか。もう少し掘り下げて考えれば、彼らの"加害"は、同じ社会を構成している私たちが創造しているのかも知れないのです。その想像力こそを、私たちは共有すべきではないでしょうか。

先ほど認知症の市民講座を担当してきたのですが、大事な事は、認知症の問題は、誰が取り組むべき問題なのかという事です。「当事者」とされている認知症のある人々が取り組むべき問題なのでしょうか。むしろ、そうではなく、認知症のない人々こそが取り組むべき問題ではないだろうかと投げ掛けるのです。そう考えれば、認知症の問題に対する「当事者」は、認知症のある人も含めた全ての人々を指すのではないかと問題提起を行ってきたところです。もちろん、世の中のあらゆる問題に個人の責任は全くないとは自身は考えていませんが、個人の責任に帰して問題解決することによって、その背景にある社会の課題を度外視することにそれが繋がり、延いては社会の損失に帰結すると私は考えています。

またしても少し余談にはなりますが、当時のマスコミは、むしろ STAP 細胞それよりも、その研究者の若手女性を好奇な目で追っているように伺えました。この様に時代の寵児の扱いをしておきながら、その後、研究に疑義が生じた途端手の平を返すかのような報道の展開になることも、一方では、「好奇な目」で注目すべき我が国のジャーナリズムの特性を物語っています。

先の報道では、「日本からの(医学・生命科学分野の論文)撤回は2001年ごろから増加傾向にある」(括弧内は中島)※1とあります。産業分野における規制緩和が促進され出した直後から、市場原理や競争原理にそぐわない分野にまで経済至上主義が加速度的に蔓延してきました。2000年の介護保険制度創設を皮切りに、介護分野を起点とし、社会福祉全分野にもこれら原理が包摂されて今に至ります。丁度この時期に、教育や研究分野にもこの原理が流入して来たのでしょう。その潮流の末流に本STAP細胞問題は位置づけられると私は考えます。

これらに加えて、2005 年 11 月頃発覚した構造計算書偽造問題を始め、昨今の食品(食材)偽装事件は、個別の案件としては昔もあった事象かも知れませんが、社会における普遍的課題として、組織的に成されていたという点においては"現代の社会病理"の特徴と言えるでしょう。この間、性善説から性悪説で物事を捉えるべきだとの議論もありました。この様な難問に判断を下す気はことさらありませんが、一つ言い得ることは、現下の社会構造は、人々の「悪い」部分を引き出す効果を強く含み持っているということです。

人々の暮らしの安全や豊かさを目的とし、最低限の暮らしの質を守るべき活動分野にも、市場原理が導入された帰結として如上の問題は生じているのではないでしょうか。今や教育分野においても、市場原理の導入が顕著です。公教育では、企業における人材マネジメントが常に想定されていて、効率性と生産性が高く、理解力のある人材の育成がなされています。そこで多くの子どもたちは、いや、子どもたちの親は、自らの子どもだけが、将来の暮らしの保障されることに熱中し、この競争原理に嵌まっていく訳です。しかし、人々が、自らの事だけを第一義と考えて生きていくことを教えることが公教育ではありますまい。そうではなく、多様な人々と共に社会を構築し、全ての人々の尊厳が守られることを考え、議論し、行動できる人間を育てることが公教育の役割であるはずです。それが完全に欠如してしまっているのが現下の教育なのです。

いま社会に求められているのは、社会構造を含めた物事の本質を協議し学ぶ真なる公教育の確立ではないでしょうか。高齢者ケアでよく取り上げられることが多いスウェーデンですが、それでも実は高齢者にはあまり"投資"がなされていない実態があります。その多くは子どもにこそ"投資"されているのです。市場原理によらない公教育の確立こそが

喫緊の課題であると考えます。

斯くの如く、現下の社会では、教育が2つの範疇に分別されているように思います。社会や共同体のための教育としての公教育と、企業・法人に所属し、市場で勝つための人材育成(職業教育)となるのでしょうか。一つは、資本主義社会を選択している我が国において、この双方が重要であるとの認識が必要です。その上で、それぞれの目的に照らして、その導入の機会を検討すべきでしょう。でなければ、上記のように、義務教育や高等学校、大学においても、公教育では無く、経済的な人的資源を育成する活動が蔓延ってしまうのです。他方、派遣労働に象徴されるように、我が国においてはその双方が欠如していると言えます。派遣労働の最大の瑕疵は、人材育成(職業教育)を想定していないことにあります。企業が最後まで労働者と向き合う気が無い訳ですから、人材育成(職業教育)は労働者個人が担うべき課題となります。

もう一度整理し直せば、公教育では、社会の全ての構成員の尊厳ある暮らしをどの様に 構築すべきかを学ぶべき所であり、職業教育では、組織人として、職業人としての組織性 と専門性を高めていく場であると認識します。これら双方は重要な役割を担っているもの の、対象者に応じた役割分担を明確にしていくべきだと認識します。また、そうでありな がらも、公教育において職業教育の要素が強く蔓延している事、そして、双方ともに現下 の社会では減退化の傾向にあることが課題となることを確認しておきます。

そのことを踏まえた上で、社会福祉経営において、これら事象から何が考えられるのかを少し吐露してみたいと思います。まずは、社会福祉専門職としての人材育成を行うことが私たちには求められています。これを否定する人はまず何処にもいないでしょう。産業界でいう所の、"製品"や"商品""サービス"はその殆どが職員の内部に宿るものですから、当分野においてこの育成をしなければ経営は成り立たないはずです。確かに、巷間で言われているように、他業種に比べ、福祉介護職は低所得かも知れません。であるからこそ、私は福祉経営者として、この人材育成に力を入れたいと思っています。仮に、高い給与の支給が出来なくても、我われ福祉経営者には出来ることがあるのだと思うのです。この人材育成を続けて行けば、職員は仮に低所得であっても仕事を継続することは必ず出来ます。また、人材育成によって専門性(価値・知識・技術)が高まれば、職員ひとり一人の暮らしの安定にそれが繋がることは勿論、それが社会全体の発展に寄与する視点は欠かせません。この人材育成を粘り強く継続していくことが、職員の暮らしを守り、延いては、クライエントと家族、地域に対する貢献へと繋がるからです。

私たちの法人が創設以来、人材の確保が難しい折でさえ、派遣労働を断固として拒否し続けてきた理由はここにあります。言うまでも無く、人はモノではありません。"使い捨て"

になど出来ないのです。経営理念に共感を覚え入職した職員とは、長い歳月をかけて向き合い、この人材育成を行っていくことが重要だと考えています。その為には、派遣労働の受け入れは忌避されるべきです。また、企業・法人が人材育成に労力と時間を割り当てなくなれば、労働者の暮らしは不安定となり、延いては、社会に多様な問題を生じさせることとなるでしょう。そう考えれば、人材育成は企業の社会的責務と言えるのです。たとえ無自覚であれ、派遣労働の実態を甘受している企業は、企業の社会的責任を果たしていないと言えるのではないでしょうか。

そして、冒頭のSTAP細胞の件、医学・生命科学分野における論文問題にある様に、企業や法人における人材育成の場でも、公教育の導入があっても良いと考えています。実は、私たちの法人でも福祉や介護に直接関係のない研修体系を検討している所です。過日は、差別論や人権についての講義を企画しました。組織人・職業人として、企業や法人の利益に役立つ人材育成のみならず、社会や共同体、延いては全ての人々の為に役立つ人間を育てることもまた経営者の役割ではないかと考えるに至ったためです。

公教育が希釈化されているこの時代であるからこそ、企業や法人においても公教育の導入や促進があっても良いと自身は考えます。また、企業・法人の目的を基準に考えれば、公教育は決して即効性のあるものでは無いでしょうが、遅効性であってもやがて必ずや組織に成果を及ぼすものと認識しています。今の人材育成(職業教育)は、即効性のある目先の成果ばかりを求めており、それが却って組織人・職業人としての成長を妨げているようにも伺えます。このことと、STAP細胞問題は決して無関係ではないと思うのです。組織人・職業人の人材育成で成果を上げるためにも、やはり公教育の実践が欠かせないと再認識したところです。

以上の事からも、福祉経営に拘わらず、あらゆる経営の要諦は教育であると昨今強く考えるようになりました。経営者は、その組織の構成員に対して、教育の機会を一貫して提供し続け、構成員ひとり一人の成長を促進していく過程そのものがその仕事であり、教育こそが経営であると言えるのかも知れません。そして、その先にこそ経営理念への接近と、あるべき社会の構築が成されるものと信じています。

世界第3位の経済大国でありながら、人々の暮らしの質が決して高くは無い、この不可解な現象の要因は一体何処にあるのかを含め、人々が自らが構成する社会の現状と課題について熟慮し、そしてあるべき社会の姿を模索するためにも教育は最も欠かせぬ要素であると言えます。私が、再び大学院にて教育学研究科を専攻した理由はまさにここにある訳です。

この記事にコメントする コメント(0)

ソーシャルワーカーの捉える障害者差別解消法

2014/03/03 23:55:43

社会福祉

障害者差別解消法の概要

2013 年 12 月 4 日、参議院本会議は、障害者基本法や障害者差別解消法の成立を経て、国内の法律が障害者権利条約の求める水準に達したとして条約の批准を承認しました。日本の批准は 2014 年 1 月 20 日付けで国際連合事務局に承認され、2014 年 2 月 19 日からその効力が生じています。我が国の批准は世界 141 番目でした。世界 141 番目の批准が、世界第 3 位の経済大国や先進国という立場に相応しい態度と言えるかは甚だ疑問ですが、全ての人々の尊厳ある暮らしに向けた一里塚としては、一定の評価をせざるを得ない所です。

「評価をせざるを得ない」。つまり、この事にもろ手を挙げて喜んでいる場合ではないと 私は考えています。それは本条約批准の契機となっている国内法、障害者差別解消法の内 実に一定の不満を有しているからです。

障害者差別解消法は、2013年6月26日に公布され、2016年4月1日施行されることとなっています。施行に至るまでの期間、より具体的な「基本方針」や「ガイドライン」が定められることになっており、現在はその過渡期にあると言えます。

詳細は今後詰められるにしても、現時点における本法の課題をここでは精査しておきたいと思います。障害者差別解消法は、如上の障害者権利条約と障害者基本法と密接な関係にあります。障がい者に対する差別という件で鑑みれば、本条約・法律からは以下の部分を取り上げることが出来ます。

「『障害を理由とする差別』とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別

(合理的配慮の否定を含む。)を含む。『合理的配慮』とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」※1

「第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」※2。

双方とも、①差別を理由とした不当な差別的取扱いと②合理的配慮不提供を禁じたものになっています。これらと関連し、かつ具現化したものが障害者差別解消法となっていますので、この法律においてもこの2つの禁止事項が謳われています。

「不当な差別的取扱い」をどの様に捉えるべきか

この法律における「不当な差別的取扱い」の要件として、東俊裕氏は以下の 3 点を挙げています。「①相手方の事務や事業を『行うに当たり』なされたものであること②障害者でない者との対比において『障害』を理由とした『差別的取扱い』といえること③『不当』であること(正当な理由に基づくものでないこととされている)④結果として障害者の『権利利益』を侵害したこと」※3。この要件は、国・地方公共団体・民間事業者には、法的義務を課しているものです。一方、差別は関係性や構造によって、直接差別・間接差別・関連差別に分別が可能です。直接差別は、障がいを理由とした差別であり、間接差別は、障がいに付随する別の理由による差別を言い、関連差別では、家族に障がい者がいるといった形で被る差別の事を指します。

この法律では、このうち直接差別は明らかな対象と読めますが、間接差別や、特に関連 差別が対象となるのか否かについては曖昧模糊となっています。差別の範囲が曖昧であり 過ぎれば、実際の運用が始まってからの解釈でどうにでも活用されてしまい兼ねませんの でこれは大きな課題であると言えます。

この「差別的扱い」の具体例としては、以下の数点を挙げることが出来ます。

①視覚・聴覚・歩行等の障がいを理由に排除・制限する例

例:今まで勤めていた職場で、精神障害があると分かった途端解雇になった。

例:聴覚障がい者が病院受診の際、筆談に時間がかかるとの理由で、受診を拒否された。

②車いすや補装具、盲導犬、介助者など、障がいに関連することを理由に排除・制限すること

例:電動車いすを理由に、博覧会の入場を拒否する。

例:車いすを理由に交通機関の乗車を拒否する。

高齢者分野に長年携わってきた者からすれば、これを書きながら、また新たな気づきを得ることが出来ました。上記の筆談に時間がかかるからと言う理由で聴覚障がい者の受診を拒否するとの事例を取ってみても、高齢者分野においても現実問題として、認知症高齢者が一人で医療機関に受診をしても、拒否されることがあるのではないでしょうか。"判断のできる""話のできる"家族等の立ち合いが求められることは珍しくはありません。しかし、私たちはこれを当たり前の事だと無意識の内に受け入れているのではないでしょうか。本法に照らして鑑みれば、これは当たり前の事などではなく、「差別的扱い」に該当することが理解できるのです。他分野との連携を促進することによって、自らの実践領域における実践の質を高めることにそれが確実に繋がることを丁度いま体感したところです。

④障がい者の差別を動機や過程ではなく、権利侵害という結果として見るところは、国内における 4 つの虐待防止法と整合性のある捉え方があると思います。意図的・非意図的の如何にかかわらず、その行為と結果をもって虐待・差別と判断するというものです。

私は、虐待と差別は非常に近い概念として捉えることが出来ると考えていますが、異なる点があるのだろうとも認識しています。実は、差別は、虐待よりもより概念が広いのではないかと思うのです。なぜなら、虐待を捉える場合、その行為の背景にある動機や思いよりも、むしろ、その行為そのものに対する比重が大きく、その行為に対する評価が判別の指標となると言えます。行為だけで判断するのであれば、これらは、一般化されやすく、共通理解もされやすい。よって、法律の定義に基づく虐待か否かの判別はつけ難くとも(各虐待防止法の虐待の定義は抽象的表現となっています)、これは放置できない虐待の範疇であり、権利侵害が起こっていると認定することは難しいことではありません。

一方差別は、その行為のみならず、その背景にある動機や思いにも評価の対象を広げる べきものではないかと思うのです。八木晃介氏によれば、差別は「行動的次元」のもので あり、その行為の背景とも言える偏見(態度・意見・信念等)は差別とは言えないとしつつも、「両者がまったく無関係であるなどということはできません。時に差別を『行為を姿にかえた偏見』として定義することがあるのはそのためです」としています。しかしそうであっても、糺弾の対象は差別であって、偏見は教育や啓発で対応すべきものだとも論じています※4。

よって、行為とうい結果を持って判断する差別と虐待には共通性が見られるものの、その行為の背景にある動機や思いをより差別は重要視している点において、両者には一定の差異があることが理解されます。この様に考えると、偏見のない行為は差別と言えるのか、という疑問が湧いてきます。つまり、偏見を全く含有しない差別は存在するのかと言うことです。これに対して、八木氏は次のように論じています。

「私が本稿で問題化させたかったことのひとつは、『非意図的差別』(ことに個人的非意図的差別)をもまた差別の範疇にぞくするというべきか否かという点でした。(中略)意図的差別が主体的に差別を選択することによってなされるものであるのにたいし、非意図的差別は差別選択の主体性をもたないタイプの差別です。差別が構造的にうめこまれている場合など、それに気づかないで(つまり、非主体的に)差別してしまうことはじゅうぶんにありうることでしょう。しかし、このようなタイプの差別の場合、はたして糺弾という実践は成立するのでしょうか。私が、非意図的な差別や無意識的な差別を糺弾することは可能かどうかと問題を提起したのはこの点にかかわっています。差別の枠組みを主体的に選択していない無意識的な差別者に差別の責任をおわせる(責任をとらせる)というのは、理論的にみてもいささか無理があるのではないか、というのが私のさしあたっての感じ方です」※5

八木氏の述べるように、偏見の無い(非意図的・無意識的)行為は差別とは言えないという立場を取るならば、即ち、差別の判別は行為に依拠するものの、その背景にある偏見を重要視するのであれば、行為の結果だけを見て差別であると判断することには一定の疑問が生じることになります。もちろんこれは、偏見が無ければ、不見識や無知からくる問題となる行為を放置するということではありません。偏見のない(無知や不見識からくる)行為の場合は、差別の責任を取らせることや糺弾することで解決するよりも、教育や啓発によって改善を図る領域に該当するものと捉えるのです。差別解消法を虐待防止法と同じ土俵で政府は考えているのかも知れませんが、実は、差別と虐待には斯くの如き差異があることを見落としているのではないかと思うのです。安易に、「差別」を使ってしまったなと言う心証です。この心証の裏付けとなる証左は後段で更に論じることとします。

確かに、上記の様に差別を捉えることは難しい。しかしながら、斯様な課題があるにせ よ、不当な差別的扱いによって障がい者の権利を侵害することを禁じる本要件は、次に示 す「合理的配慮の不提供」の要件よりは、より捉えやすい(分かりやすい)と言えます。

合理的配慮とは何か?

「合理的配慮の不提供」の要件を東氏は以下の様にまとめています。「①当該障害者にとっての『社会的障壁』が、相手方が事務または事業を『行うに当たり』現に存在すること ②障害者からその排除を必要としている旨『意思の表明』があること(本人によることが 困難な場合はその家族等が本人を補佐して意思の表明をする場合も解釈上含み得るとされている)③その実施にともなう負担が『過重』でないこと④にもかかわらず、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じた『必要かつ合理的な配慮』がなく、そのことによって障害者の『権利利益』が侵害されたこと」※6。また、本要件は、国・地方公共団体は 法的義務であるものの、民間事業者は努力義務と規定されています。

「社会的障壁」について明言されているということは、障がい者差別の問題を個人的な問題としてではなく、社会全体の問題と捉えている訳ですから、私たちソーシャルワーカーに求められるのは言わずもがな社会的活動 (ソーシャルアクション) であることが理解されます。

この事を踏まえながらも、詳細を見ていきたいと思います。「合理的配慮」を行うに当たっては、 I 本人による意思の表明があること、 II その実施する側の負担が過重でないことが、その要件となっているようです。 I については、衆参両議院の付帯決議において、本人の意思の表明が困難である場合は、家族等が補佐することが可能とされています※7。「家族等」の「等」は何を指すのかは不明瞭ですが、ここに私たちソーシャルワーカーが入るものと想定した実践が不可欠であると認識します。

Ⅱについて、国・地方公共団体・民間事業者の負担が過重でない場合は、合理的配慮を行わなければならない、逆に過重であればこの限りではないというこの件が、本法の理念や目的が出し抜きにされかねない陥穽を有していると言えます。事実、参議院における付帯決議でも次の件が見受けられます。

「合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること」※7

本法の趣旨を不当にゆがめることがない範囲で「過重な負担」の判断をすべしとなっているのです。ここで※1で挙げた障害者権利条約の合理的配慮の件を改めて見ておきたいと思います。

「『合理的配慮』とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、 又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に おいて必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをい う」※1。

本法との違いは、「均衡を失した又は…」の個所ではないでしょうか。「過重な負担」や「過度な負担」は、誰が判断するのかということを考えれば、国・地方公共団体・事業者の主観的なものに依拠せざるを得ない部分が多分にあることが想定されます。衆参両院による付帯決議でも、事業規模・財政状況・業務遂行を総合的に加味して判断するとなっていますので、その状況を最も理解しているのは当事者となるわけですから、国・地方公共団体・事業者等の事務・事業を行う側の主観的評価がその判別に大きな影響を与えることとなります。

一方、そこに「均衡を失した」という文言が加わることで、合理的配慮の趣旨にニュアンスの変化が生じることになります。「均衡」とは言うまでもなく、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保する」ことを指します。「障害者と他の者」に対する平等を意図した表現となっているのです。であるならば本文が入ることによって、この合理的配慮の捉え方が、事務・事業を行う側の主観が含有されやすい「過重な負担」「過度な負担」といった視点に加えて、障がい者側の理論や論点が多少なりとも盛り込まれることとなりますので、本条約における表現の方が障がい者の視点をより大切にしていると言えます。よって、本法の合理的配慮の件にこの文言は盛り込むべきであったと認識します。他方、「障害者と他の者」との「均衡」の有無を持って差別を捉える点には異論がない訳ではありません。この考え方が恐らく、本法の名称通り、差

別の「解消」という概念に繋がっているのだと思われます。この辺りは、後段で多少深く 論述していくことにします。

そこに加えて、この合理的配慮は、障がい者の個別特性を理解していなければその配慮が出来ない性質のものであると言えます。例えば、合理的配慮の具体例としては、以下の項目を挙げることが出来ます。

①時間や順番等のルールに対する配慮の例

例:入学試験や入社試験の時間の延長。点字試験の実施。

例:知的障がい者に対してルビをふった分かりやすい書類の資料を提示。

②物理的な配慮の例

例:車いすの職員に対する机の高さや配置、トイレ等に対する整備。

③補助手段を提供

例:発達障がい者に対して他者の目線を感じない空間における業務環境を整備。

例:音声読み上げソフトをPCに導入。

例えば、車いすの職員に身障者用のトイレを整備することなどは、事務・事業を行う側からも比較的理解がしやすく配慮しやすい事柄かも知れません。しかし、精神障がいや発達障がい、高次機能障がいのある人々の合理的配慮を行うためには、まずそれぞれの障害の特性と個別特性を理解しなければその配慮を成すことが出来ません。

であるならば、この合理的配慮を促進していくためには、社会の全ての構成員が障害の特性や人々の個性を十分に理解しておくことが基盤としてなければなりません。まさに、「社会的障壁」を除去するがごとく、全ての人々に対する福祉教育の実践が欠かせぬことを認識しておくべきでしょう。その為には、全ての人々が、障がいを身近なものとして考え、そして、自らのこととして捉える社会的学習(ソーシャルラーニング)を津々浦々で展開していく必要があります。社会にその基盤を備えて行く過程にこそ、この合理的配慮のあるべき姿とその意味を私たちは見出すことが出来るのです。

障がい者差別は何に利用されているのか?

さて、ここまでは差別解消法そのものにおける課題について論じてきました。ここから は少し捉え方を広げて、差別とは何か?解消とは何を指すのか?合理的とはどういう意味 か?について検討してみたいと思います。

「解消」とはその名の通り、そこにある関係や状態が消えて無くなることを指します。 つまり、差別が消えて無くなることを目指して命名されたことが理解されます。そこで一つの疑問が生じてきます。差別は果たして消えて無くなることがあるのだろうかという疑問です。

先ず、栗原彬氏によれば、差別は無くならないと論じています。

「ところが現実には差別はなくならない。それはなぜか。私はポイントは二つあると思う。第一に、政治権力にとって、差別はすぐれて政治的機能をもつが故に、権力のエコノミーとしての差別は保全される、ということである。政治権力が、特定の政治目的を達成しようとするとき、また社会統合を進める際、差別の効用はきわめて大きい。更に政治権力は、差別が競争型の市場において利益を上げる上で利用価値が高いことを見出してきた。第二に、近代化の啓蒙に伴ない、「差別は悪い」という言説が一般化したことである。タテマエになったこの言説は、人を差別の前で素通りさせる。(遮断するまなざし!)。差別意識は、ことばをもち、世界をカテゴリー化することなしには生きられない人間という種に根源的な意識である」※9。

政治的・社会構造的そして、それと相互作用の関係にある人々の意識的にも差別は無くならないと論じているのです。私自身もこの考えに全く賛同の立場をとっています。つまり、差別は無くならないことを前提としながらも、無論そのことを良しとするのではなく、この差別という問題と対峙する姿勢や実践が求められているのです。

また、差別が政治権力によって利用されていることは明白な事実であると私も受け止めています。昨今でも、北朝鮮の外交政策と連動する形で、「高校無償化法」から朝鮮高校の生徒を適用除外するなどを行った結果、それが在日朝鮮人の差別を助長していたことは記憶に新しい出来事でしょう。よって、差別を「解消」するためには、政治がその責務を果たす必要性があると言えるのです。この差別と政治の関係については、ここでは、原田伴彦氏と八木氏の以下の件を引用しておきます。

「それはともかく、人種差別とか民族差別とかいうような不当な人間差別は、誰かがいっとはなしに考えはじめた結果、なんとなくできあがったという性質のものではありません。個人の場合、なんとなく虫が好かない、嫌いであるとか、あるいは本人にもよくわからないまったくいわれのない理由で、他人をみくだすというケースがあるいはあるかもしれませんが、これを民族間の多数の共通感覚にあてはめることはきわめて困難であるように思われます。すなわち民族的差別あるいは人種的差別については、それが発生すべき歴史的社会的な客観的条件、その帰するところは「政治」という問題があるわけです。そして「政治」によってつくられた問題は「政治」によって解決すべきであるし、また解決しなければならないと思うのであります」※9。

「白人が黒人を差別するのは、黒人が、肌の色の黒い人種だからではありません。そうではなく、白人が黒人を侵略し、抑圧し、搾取する、その都合上、黒人差別をつくりあげたのです。差別を合理化する上で、黒人の肌の色が黒いという事実が、白人にとってはきわめて都合がよかったわけです。僕の考えでは、ほとんどすべての差別はこのような構造において成立していると思います」※10。

一つの示唆は、やはり私たちソーシャルワーカーの仕事は、政治や社会を捉えるマクロな視点なくして、クライエントの権利擁護を成すことは出来ないことが確認できます。その上で、上記の二つの指摘に則って、政治権力や社会構造が、障がい者差別を利用していると考えた際、それは何を目的とした利用なのかを私たちは考え抜く必要があります。

その結論を導き出すヒントが、この「合理的配慮」という言い回しの「合理的」に込められていると私は感じています。戦後の経済成長を促進し、その象徴するスローガンが「近代化」や「合理化」であったと認識します。特に、「合理化」が標榜され促進された結果、私たちは確かに経済成長を果たし、他方多くの代償を払ってきました。世界第三位の経済大国となった今でも、他国に比べて十分な社会福祉サービスの提供ができていない状況を鑑みれば、この「近代化」や「合理化」は誰にとってのそれなのかを今一度検証する必要があるのです。

私が子どもたちに是非とも読んでもらいたい鎌田慧氏の書籍から引用をしてみます。

「一九六七(昭和四二)年、東京では都電が姿をけしはじめていた。『モータリゼーション』ということばがさかんにもてはやされ、クルマがふえるようになった。道路のまんなかをはしる都電は、ドライバーたちの眼にいらだたしいものにうつるようになった。『チンチン電車』の愛称でよばれ、老人や子どもたちにとっての、気楽で安全な、しかも安いこ

の乗り物は、『ノロノロ電車』とばかにされるようになっていた。都電が風を切ってはしれ なくなったのは、自動車工場のベルトコンベアから、一分単位でクルマがはきだされ、そ れが道にあふれたからなのだが、そのことは忘れられ、道路が混雑するのは、図体の大き な都電が路をふさいでいるからだ、とおもわれたのである。原因と結果が逆転いていたの だった。(中略)都電をなくすことにぼくは反対だった。都電は好きだったし、労働者の職 場を強引になくすことに賛成できなかった。友だちにそういうと、その考え方は、『古い、 近代的でない』と批判された。日本人は、『古い』といわれるとたじろぐ。それほどまでに 『近代化』は強引にすすめられてきたのだった。編集の仕事のあいまに、あっちこっちの 車庫をまわって、運転手や車掌たちの話をきいて歩いた。『合理化』とか『近代化』がけっ してバラ色のものでない、ということを具体的に知るようになったのは、この取材によっ てであった。都電撤去は、『都市の近代化』というスローガンによって、急スピードですす められた。合理的でないものは悪いものだ、という意識がひとびとに根強いのだが、都電 のように安全で安い、庶民の足をなくすことはけっして合理的なことではなかった。自己 合理化(自分のことを正しいものに主張する)ということばがあるのだが、力の強いひと の理屈が正しいものとされてしまうことに、それは似ていた。運転手たちは、仕事がなく なって『困る』といいながらも、もうすでにあきらめているようだった。彼らも、合理的 でない、といわれることをハネ返せなかったからである」※11。

さて、障がい者差別は何を目的に利用され続けてきたのだろうか。恐らく、経済至上主義の下、効率性と生産性を第一義とした政策方針によって、障がい者差別は利用され、そして助長されてきたのでしょう。であるならば、クライエントの権利擁護を標榜し、その実践を担うソーシャルワーカーは、この経済至上主義の社会構造に対峙する視座を持たねばなりますまい。この社会構造に対する対峙と、その改善に対する関わりを持たずして障がい者の差別解消はもとより、全ての人々の権利擁護の実践は成されないものと思われます。そして、少なくとも、人間の暮らしや福祉に係る領域で、経済分野で用いられ、手垢のついた斯くなる「合理的」なる言葉は用いないでもらいたいというのが私の本音です。

差別が政治権力によって利用されてきたことに一定の確認ができましたが、であるのみならずやはり差別が現下の社会から消えて無くなることは無いのだと思います。またしても八木氏の論文から引用します。

「分子生物学者・柴谷篤弘氏(元京都精華大学学長)は、「差別の構造は、われわれの脳の中につくりつけになっており、機会あるたびに具現化してわれわれの差別的な言動を生成すると考えられる」と断定しました(『科学批判から差別批判へ』明石書店、 一九九一

年、一三七頁)。(中略)思想史家、松本健一氏(麗澤大学教授)は、次のように記述していました。「共同体成員がアイデンティティをもっているということは、対内的に同一シンボルをもたなければならないと同時に、対外的に排除するところをもたなければならないということが組織のベクトルとしてはある」(『共同体の論理』、第三文明社、一九七八年、二五三頁)」※12。

仲良しグループは、そのグループ外の人々の排除に基づいて形成されている。この事実を鑑みても、やはり我々は絶えず誰かを排除し続けなければ、その社会的活動が困難な生き物なのかも知れません。実は、本法の正式名称も、「「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」ですから、「解消」を促進する過程に重きを置いた目的ある表現を取っています。

しかし、同じ社会に属する誰かが排他・排斥されている社会を共に形成していながら、 困難だから仕方がないと居直るつもりは私にはありません。ゲオルク=ジンメル氏の言う ところの「排除されていない者は(排除する側に)包括されている」(括弧内は中島)に則 れば、同じ社会の構成員として、その社会で誰かが排除されていることを傍観することは、 まさしく、「排除する側」への加担を意味するからです。「排除する側」からの脱却を諦め ない為にも、この困難を傍観することなく、対峙を続ける姿勢と具体的行動が求められて いるのだと思います。八木氏も以下の様に述べています。

「すなわち、差別が不可避的な関係構造であることが問題なのかどうかではなく、焦点は、差別という関係構造への私たちの立ち向かい方にあるというべきなのです」※14。

「解放とは、達成された未来の『理想状態』なのではなく、それをもとめて悪戦苦闘をつづける『いま・ここ』のプロセスの中にこそありうるという点だ」※15。

「差別解消」とは何か?

そして、差別を捉える際に、果たしてそれを「解消」するという理論で良いのかという 点は検討するに値します。前述の通り、差別そのものがなくなることは無いことを前提に 考えれば、この「解消」するという理論は、消えて無くなるという意味よりは、消えて無 くなった様に分からなくしてしまうという意味に繋がる恐れがありますし、差別を潜在 化・埋没化させる方向に人々の行動を促進する陥穽を抱いていると言えます。この様に考えれば、ここで言う「解消」という言葉には、消えてなくなるから転じて、分からなくするという意味合いが強くなります。

また、多様性の相互理解を促進していくべき現下の社会にあって、この「解消」という 問題解決の方法はその流れに逆行しているように思われます。なぜなら、消えて無くなる 様に分からなくするためには、これらの問題を一定の基準に当てはめる必要があるからで す。存在が消えて分からなくなると言う事は、その問題が何かと同化・融合することと強 い結びつきがある様に私は捉えています。まさに、多様性を認める社会ではなく、画一化 を認める社会へ凋落する危険を孕んでいるのです。再び、八木氏の論文を引用します。

「この国の部落解放運動は、(中略)伝統的に〈同化〉モデルに対しては消極的であり、むしろ、多くの場合、それは解放の主体形成を阻害する融和主義であるとして拒否してきたと一応はいえる。(中略)要するに、部落解放運動は水平社以来、ともかく〈同化〉を拒否して少数者としての自立をめざし、近代的市民としての解消に対して否定的なスタンスを保ってきたことになり、その意味では、どちらかといえば〈文化的多元主義〉モデルに近い理想をもっていたことになるだろう」※16

部落差別にかかる運動の多くが、一部を除いて、この「解消」ではなく「解放」という スタンスを取ってきたことには上記の意図がありました。

障がい者差別においても同様に留意の必要があると思います。障がい者差別を消えて無くなる様に分からなくすると言うことは、それは障がい者以外の人々の論理において成されていく過程を指すのではないでしょうか。多数派の理論が普遍化した形で、社会の「常識」や「公理」「普通」が成り立っていることを鑑みても、障がい者以外の人々の論理から見て、消えて無くなる様に埋没化・潜在化して行く過程に陥るものと言えます。

であれば、障がい者以外の人々の論理で、障がい者差別を論じ、働きかけることで社会は、私たちの目指すべき方向とは逆の方向へと導かれて行くことでしょう。このことにこそ、前段で少し触れた障害者権利条約における障がい者とそれ以外の者との「均衡」の有無を持って差別を判別することや、本法の、「障害者でない者との対比」においてこの差別を判別しようとする姿勢に強い違和感が生じてくるのです。健常者の理論に障がい者を当てはめて差別を「解消」させるのではなく、障がい者の理論を社会に「解放」していく活動や運動の在り方こそが求められていることを強調しておきたいと思います。

社会福祉実践家と差別の関係

クライエントの権利擁護をその使命(ミッション)としている社会福祉実践家が、あらゆる差別と対峙し具体的な活動を行うことは、多くの実践家にとって異論の無いことでしょう。ここでは更に深めた形で、差別との対峙、解放に向けての実践を社会福祉実践家が担うべきその理由について確認しておきたいと思います。八木氏によれば、差別は排除の観念形態であると論じています。

「やはり、人間というものは差別する存在であり、その意味で排除や差別は『社会の常態』であるという点です。『排除や差別』と並列しましたが、ここでは『〈排除〉とはそもそも当該社会の〈正当な〉成員として認識しないということを意味する』(江原由美子『女性解放という思想』勁草書房、一九八五年、八四頁)を引用するにとどめ、深入りはしません。あえてつけくわえれば、当該社会の正当な成員として『認識しない』だけではなく、『処遇しない』をふくめるべきだという点です。すでにのべたように、私個人は、「差別」を「排除の観念形態」としてとらえています」※17。

「もちろん、『排除』と『差別』とが完全に同一物だとまではいえないにしても、『差別』を『排除の観念形態』としてとらえれば(私自身は、この観点にたっています)、理論的には『排除』と『差別』の距離を無限小にまでちぢめることも不可能とはいえません」※18。

差別と排除が同一とまでは言えないまでも、両者に強い相関性と関連性があることは認めてよいと思います。であるならば、権利擁護とも相関性と関連性の非常に強い社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の実践が求められている社会福祉実践家の領域と、差別解放への実践は、かなり密接な関係があることが理解されるのではないでしょうか。つまり、社会的排除(ソーシャルエクスクルージョン)に対峙した具体的な実践を行う中で、地域に社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)を促進していくことであらゆる差別は解放への接近を期待することが出来るのです。この意味において、社会福祉実践家は、差別解放の重要な担い手でもあると言えます。

今回は比較的長きに渡って、障害者差別解消法を題材とした幅広い検討を行ってきました。差別や人権、そして排除にかかわる問題は、個人的な問題ではなく、社会的な問題と

して捉えるべき問題であること、その様な視点を浮き彫りにすることを試みた論考を手掛けてみました。障がい者の権利擁護の実践に尽力してきた毎日新聞の野沢和弘氏も以下の様に述べています。

「集団主義や没個性の精神風土は、軍隊だけでなく、戦後の経済成長を推しすすめてきた合理化や効率化という原理にも共通する。高性能の工業製品を大量生産するためには、従業員に対して個性よりも均質さを要求し、労働力を育て供出する学校教育においても忍耐をともなう集団主義や横並びの協調性を求め、そこからはみ出す児童・生徒を排除してきた。障害のある子どもは普通学級から排除され、障がいのない子どもの世界でもほかの子と違う個性を少しでも嗅ぎ取られるといじめの標的にされ、不登校やひきこもりへと追い込まれた。異質なものを排除する無意識のシステムは、新しい時代を創造する感性を抹殺し続けてきたのである。それを変える可能性を秘めるのが合理的配慮義務という概念なのである。一人ひとりの違いを理解したうえで必要な配慮をすることを、社会や学校などに義務づけようという考えである。均質性より多様性、汎化性より希少性を重んじたり楽しんだりする成熟した社会の価値観を獲得するために、個々の特性に配慮し異質さを尊重する合理的配慮義務が重要な役割を演じることを期待したい」※19。

まさに、社会構造やその価値規範の在り方こそが問われているのです。そのあり方を変容していかない限り、あらゆる差別は解放へと導かれることは無いのでしょう。そして、これは被差別者の為の運動・活動ではないことも一方で理解できるのではないでしょうか。そうです。全ての人々が自分らしく暮らしていける社会の構築へと間違いなく繋がる営みなのです。ですので、この差別解放への取り組みは、全ての人間の社会福祉の向上を目指す社会福祉実践家の主たる実践領域と言っても過言ではありません。

では実際に、どのような形で、私たち実践家は具体的活動を展開し、社会のあるべき姿への接近を成すことが出来るのでしょうか。その手がかりを導き出すことこそが、私たち、今を生きる社会福祉実践家の使命であると言えます。私たちの法人が、そして、私自身が生涯をかけて検討を重ねるべき定立が今ここにあるのです。

- ※2 「障害者基本法」第4条(差別の禁止)
- ※3 東俊裕「障害者差別解消法の意義と課題」『月刊福祉』全社協 PP.12-20 2013 年 12 月
- ※4 八木晃介『差別論研究』批評社 PP.57-58 2010 年 1 月「差別とは何であって何でないのかという問題を解明するのは簡単そうで、実は、それほど容易なことではありません。きわめて一般的に差別を定義するならば、公式的または非公式的に特定のクラスにグループ分けされる人々の差異的かつ不公平な処遇、ということになりましょうか。『不公平な処遇』というかぎりは、差別の行動的次元が強調されていることは明確であって、いかなる偏見(これは態度・信念・意見などのレベルにぞくします)も行動化され、しかも被差別者に具体的な不利益をおしつける段階にいたらないかぎり、差別とはいいきれないようにおもわれます」「もちろん、『差別』と『偏見』とは次元を異にするだけのことであって、両者がまったく無関係であるなどということはできません。時に差別を『行為を姿にかえた偏見』として定義することがあるのはそのためです。ただし、糺弾できるのは可視的な『差別』であって、不可視的な『偏見』をそれ自体として糺弾することは不可能です。他者の心の内や脳の中を透視することはできないからです。『偏見』の所在は、『差別』への変身を予測させるかもしれませんが、予測は教育や啓発に適合的ではあっても、糺弾にはなじみますまい」。
- ※5 八木晃介『差別論研究』批評社 PP.60-61 2010 年 1 月
- ※6 東俊裕「障害者差別解消法の意義と課題」『月刊福祉』全社協 PP.12-20 2013 年 12 月
- ※7 衆議院付帯決議「4 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。
- 5 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと」。参議院付帯決議「1 また、同条約の趣旨に沿うよう、障害女性や障害児に対する複合的な差別の現状を認識し、障害女性や障害児の人権の擁護を図ること。4 合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、その水準が本法の趣旨を不当にゆがめることのない合理的な範囲で設定されるべきであることを念頭に、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮すること。また、意思の表明について、障害者本人が自ら意思を表明することが困難な場合にはその家族等が本人を補佐して行うことも可能であることを周知すること。6 国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意

を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと」。

- ※8 栗原彬「差別とまなざし」 『講座差別の社会学 2 日本社会の差別構造』 弘文堂 P.26 1996 年 12 月
- ※9 原田伴彦『被差別部落の歴史』朝日新聞社 PP.44-45 1996 年 7 月
- ※10 八木晃介『部落差別論 生き方の変革を求めて』批評社 P.273 1996 年 5 月
- ※11 鎌田慧『ぼくが世の中に学んだこと』ちくま文庫 PP.93-95 1994 年 6 月
- ※12 八木晃介『差別論研究』批評社 P.40 2010 年 1 月
- ※13 ゲオルク=ジンメル著 居安正訳 『社会学 社会化の諸形式についての研究(上)』 白水社 P.409 1999年10月「あらゆる現実的な共同社会の実際の量的な限界づけにもか かわらず、重要な一連の限界づけが存在する。その内的な傾向は、排除されていない者は 包括されているということである。一定の政治的、宗教的、身分的な円周内において各人 は、たいていは自発的ではないにしても、彼の生存によってあたえられた一定の外的な諸 条件を満足させ、ただちに『それに所属している』と考えられる。たとえば国家領域のな かに生まれた者は、特別な状態が彼を例外としないばあいは、幾重にも複雑な国家団体の 成員である。一定の社会階級の所属者は、自発的あるいは非自発的に局外者とならないば あいは、もちろんその階級の社会的な因襲と結合形式のなかへ引き入れられる」。
- ※14 八木晃介『差別論研究』批評社 PP.62 2010 年 1 月
- ※15 八木晃介『部落差別のソシオロジー』批評社 P.26 1994 年 11 月
- %16 八木晃介「部落問題の社会学」『講座差別の社会学 2 日本社会の差別構造』弘文堂 PP.73-74 1996 年 12 月
- ※17 八木晃介『差別論研究』批評社 PP.61-62 2010年1月
- ※18 八木晃介『差別論研究』批評社 P.40 2010 年 1 月
- ※19 野沢和弘「障害者差別解消法を活かすために」『月刊福祉』全社協 P.45 2013 年 12 月

この記事にコメントする コメント(0)

ジャーナリズムと NHK の関係

2014/02/07 23:46:30 社会全般

仮に社会福祉にド素人の福祉経営者がいたとして、その経営者が「クライエントの人権 などどうでも良い」と公然の場で発言したらどうなるだろうか。

いわゆる組織のトップには色んなタイプがあります。現場からの叩き上げや、幹部候補 からの昇進者、経営に精通した者の招聘など。つまり、これだけ企業の複合化が進捗した 社会において、基幹業務のド素人が経営者になることは珍しくはありませんし、基幹業務の管理・責任を組織体制で担保できておれば、それは忌避すべきことでも無いように思います。しかし、幾らド素人とは言え、冒頭の様に、その原則論や本質、理念を否定し、蹂躙する様な視点を持っておれば話は全く変わってきます。言うまでもなく、如上の発言をした福祉経営者など即刻クビにすべきでしょう。そうしなければ、斯様なサービスを提供する組織などから、誰もサービスを利用しないことに帰結するだけです。早期に倒産の危機が訪れるでしょう。

先月 25 日の NHK の会長就任会見における籾井勝人会長の発言は、この事と平仄の合う話ではないでしょうか。報道によれば、籾井氏の発言の要旨は以下の様に挙げられています。

- ・(国際放送では)政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない。
- ・(慰安婦問題について)戦争地域にはどこでもあった。ドイツやフランスにはなかったと言えるのか。(韓国は)日韓条約ですべて解決していることをなぜ蒸し返すのか。おかしい。
- ・(尖閣諸島などは)日本の明確な領土。国民にきちっと理解してもらう必要がある。
- ・(靖国神社参拝について)総理が信念で行かれたということで、それはそれでよろしい。
- ・秘密法は政府が必要と説明しているので、様子を見るしかない※1。

世の中に唯一無二の正義などありません。また、事実も一つではありません。100人いれば 100 通りの正義と事実があることこそが真理であると自身は考えてきました。その意味において、「公正中立や不偏不党、客観的な報道」は"言葉遊び"に過ぎず、この真理が分かっていないという事に帰結するのではないでしょうか。では、ジャーナリズムが担うべき役割とは何か。それは、社会の中で黙殺・度外視・抑圧・蹂躙され続けている人々の声をひとつ一つ丁寧に掬い上げて世に発表することにあるはずです。100人いれば 100 通りの正義と事実があるにもかかわらず、100の言い分は同等には取り扱われていないのが現下の社会の現状です。むしろ、一部の大きな声を発することのできる人々の見解が、社会を席捲し、それが唯一無二の正義であり、唯一の事実であると捉えられています。

そして、重要なことは、その一部の「大きな声」の論理が、その他多くの人々の暮らしを蔑ろにしている事実にあります。3.11 より以前。原発は安全だと叫ばれていましたし、その一部の「大きな声」に国民は騙されていました。「原発は安全」こそが、「正義」であり、「事実」であり、そして、「普通」や「常識」であったのです。しかし、一方で、原発の危険性を指摘し続けた一部の人々も存在したのです。例えば、昨今手にした舘野淳氏の『廃炉時代が始まった この原発はいらない』(リーダーズノート新書)を読めばこれは明らかです。本書は、11 年前に朝日文庫から出版されていたものですが、殆ど売れることな

く即刻廃版となっていました。時の、「正義」「事実」「普通」「常識」からかけ離れていたことが大きな要因です。つまり、その当時、本書は、「反正義」であり、「虚偽」であり、「異常」かつ「常識外れ」な存在であったと認識します。本書を読む限り、舘野氏はその当時から、福島第一原発の危険性を指摘していましたし、その具体的な事故の予見も成されていたようです。本書は3.11後に復刻した訳ですが、それ以前からこれらの黙殺・度外視・抑圧され続けていた少数派の理論をジャーナリズムが真摯に報道し、そして、人々が社会の在り方を考える熟慮の機会にそれを用いることが出来ていれば、今の福島の悲劇は生まれなかったと断言できます。その意味において、その一因ではあるものの、福島第一原発の事故は、ジャーナリズムの不在が起こした事故であるとも言えます。

この様にしてみれば、仮に真実や真理なるものがあったとして、それに限りなく接近するためには、多様性を限りなく認めると言うことが前提条件としてなければならないと理解できます。しかし、そうであれば、1億2千万程もある国民の多様性を全て理解した上での報道など出来ないことも一方で浮き彫りになるはずです。やはり、「不偏不党」や「公正中立」な報道は幻想なのかも知れません。その中にあって、それでもこの不偏不党や公正中立そして、真実・真理への飽く無き接近を志すのならば、取るべき道は一つではないでしょうか。いわゆる社会的弱者や少数派と呼ばれている人々の論理と立場を率先・意図して取り上げていくことしかありますまい。

100人いれば100通りの普通や常識がある訳ですが、この世の中には、それが一つしかないかの様相ではないでしょうか。そして、この場合の「普通」や「常識」は誰にとってのそれであるのかを見定める必要があります。一部の「大きな声」を発することのできる人々の理論を中心とした所謂多数派にとっての「普通」や「常識」であって、我われのクライエントのそれで無い事は明らかでしょう。この様な、権力の側や多数派に多分に偏向したものが、現下の社会における「常識」や「普通」であることは疑いの余地がありません。

であれば、ジャーナリズムの担うべき役割は明白です。権力の側と多数派に偏向した「普通」や「常識」に対して、そうではないその他の事実を強調・意図して報じていくことで、全体の不均衡を是正していくことにあると私は思います。「その他の事実」とは、いわゆる社会的弱者や少数派、即ち、私たちのクライエントから見た事実であり、3.11 前における反原発論者から見た事実を指します。原発の問題を見ても明らかなように、権力の側や多数派は、自ら見た事実を誇大・捏造する力を有しています。一見「不偏不党」「公正中立」に見える「常識」や「普通」も、既に彼らの側に大きく偏向していることは間違いありません。そこで、ジャーナリズムには、自らの事実を誇大・捏造する力を有していない社会的弱者や少数派の側に立った報道が求められることになります。つまり、社会的弱者や少

数派の側に立った報道を行うことがジャーナリストの使命なのです。このことは、ソーシャルワーカーの使命とも親和性が強く、実践内容の違いこそあれ、マクロにおける着眼点は全く同じだと自身は考えてきました。

話を戻しますが、如上の会長発言は、まさにこのジャーナリズムを粉砕・蹂躙するものであると言えます。本来、権力とは一定以上の距離を保ちながら、少数派の側に立った報道を行うべきジャーナリズムの立場とは、真逆の理論と立ち位置にあることが明らかにされたのですから。よって、社会福祉経営者が、クライエントの人権を蹂躙する発言を公然と行うことと整合性が合うのです。であれば、これはまさに「即刻クビ」になるべき問題です。

いみじくも、その他「NHK 経営委員 2 人の節度を欠いた言動や行き過ぎた主張が、問題になっている」そうです。報道によれば、「そのうち哲学者の長谷川三千子氏は、朝日新聞社で 1993 年に拳銃自殺した右翼団体の元幹部について、昨年 10 月にこの自殺を礼賛する追悼文を発表していた。メディアに対して暴力で圧力をかけた刑事事件の当事者を称賛していると読める文章だ。憲法が規定する象徴天皇制を否定するような記述も見られる。また、長谷川氏は今年 1 月に新聞で、少子化対策として女性が家庭で育児に専念し、男性が外で働くのが合理的という内容のコラムを発表して、議論を呼んだ。一方、やはり新しく経営委員になった作家の百田尚樹氏は都知事選で特定候補を応援する街頭演説で、南京大虐殺や真珠湾攻撃、東京裁判などについて持論を展開した。そして、『中国・韓国の顔色を見ながら政治をする人は不必要。彼らは売国奴』と言い、自分が応援する以外の候補を『人間のクズみたいなやつ』と呼んだ」※2。

社会的弱者や少数派の人権を守る立場にあるジャーナリズムに真っ向から挑戦を挑む経営陣。この NHK という組織からジャーナリズムの灯が絶えるのはもう時間の問題かも知れません。そうでなくとも、NHK はドキュメンタリー番組にこそジャーナリズムの観点が色濃く表現されていたものの、ニュース番組においては政府寄りの報道が顕著でした。恐らく、現場ではジャーナリズムの誇りを有した人たちが、頑張って番組を制作しているのだと推察されます。そこに、この経営陣が居座ることになれば、最後の砦たる彼らの動きにも止めが刺される恐れがあります。そして、この NHK を筆頭に、その他の民放も同じ流れを辿って行くものと思われます。まさに戦前の様相を帯びてくるのではないでしょうか。それを断固阻止するためにも、自身は彼らを「即刻クビ」にすべきだと思います。

「そんな力は私たちには無い?」。本当にそうでしょうか。先の報道で示されている通り、「NHKの2014年度予算の事業収入は6629億円で、その97%が受信料」とあります※1。もはや、この様な反ジャーナリズムの感覚を有する経営陣が整っているNHKなどに受信料

を納める必要などありますまい。辞任をしないのならば、全国民を挙げて受信料の支払い 拒否をすべきでしょう。そもそも、受信料を国民から徴収しておいて、その会長の任命に、 国民が関われない過程があること自体が問題です。せめて、受信料を納めている国民の投票によって、経営委員や会長は選任されるべきではないでしょうか。

特に、ニュース番組に政府寄りの偏向が顕著であること、受信料を納めても会長を選任できる権利等を含め何の権利も行使出来ないこと、NHKの番組を殆ど見ていなくても受信料が徴収されること、その他多くの理由がありますが、やはり NHK の受信料は納めるべきものではないのでしょう。

※1 「時時刻刻 経営委、進退は問わず『政治的中立、信頼揺らぐ』NHK 会長の発言問題」『朝日新聞』2014年1月29日

※2 「社説 NHK経営委員 不適格なのは明らかだ」『毎日新聞』2014年 02 月 06 日

2014年 年頭の辞

2013/12/31 22:21:37 社会福祉

毎年この時期に何が有り難いのか、「おめでとう」の挨拶をさせられます。このような事を冒頭に述べては元も子もありませんが、福島第一原発事故後の状況や特定秘密保護法の成立、アジア近隣諸国との不毛な軋轢、普天間基地の移設問題、TPPへの妥結に向けたお話、生活保護法の改悪等々。我が国においてかつて斯様な課題が山積した時があるのでしょうか。私の知る限りにおいて、史上最悪の年末とはこのことを指すのでしょう。この様な年末を過ごした直後の年頭の辞とあって、斯くの如き思いをぶつけるものとなってしまいました。深くお詫び申し上げます。

題目に 2014 年とキリスト暦を用いましたが、イスラム暦では 1435 年、ヒンズ一暦は 1936 年、仏暦では 2557 年となります。和暦を用いれば、平成 26 年となる訳です。また、中国の知人がfacebook にも書いていた様に、中国や台湾、モンゴル、ベトナム、韓国等では旧正月を祝う習慣があり、我が国も昔はそうだったはずです。よって、今日が何年の始まりなのか、また今日が年の始まりであるのかなどは、その民族や文化、社会構造によって数多考え方があることを毎年この日に確認をするようにしております。だから、この時期の何が「おめでとう」なのか自身にはあまり実感が無いのです。

しかしながら、私の親族を含めて、なぜこの日が「めでたい」のか等如上の問題意識を持つ人が 非常に少ないことも一方で自覚をさせられる日でもあります。過日のクリスマスでは、アメリカの友 人のクリスマスについての書き込みが同じく facebook 上に見受けられましたが、日本人には全く 縁も所縁もないクリスマスをなぜ我々は祝うのか。

実はこの「行為」に対する「理由」についての議論や慮りが全くないことが、冒頭昨年末に立て続けて起こされた事故へと帰結するのでしょう。いわゆる think ではなく、feel で物事を判断する帰結として。人々が考えなくなった理由は様々でしょう。やはりこれは教育制度の問題が大きいと自身は考えますし、この問題は我々から見た問題であり、他方特定秘密保護法などを成立させたい側から見れば問題である所か、成功裡にある事象であるとも言えます。つまり、物事を深く掘り下げて考えないオトナを教育しているのが、我が国の教育制度なのかも知れません。物事のインプットとアウトプットを繰り返すこと、そして、複数の選択肢から適切なものを選択する力を高めることに重きが置かれた教育。しかし、社会において最も大事なことは、自身の意見と他者との意見の相違や、その双方を大切に取り扱うこと、多様性や共生の在り方を学ぶことにありますし、選択肢の中から妥当なものを探すのではなく、選択肢を自らが創造する創造性や開拓性にあります。これらの教育制度が一因として、冒頭の事故が連発していることをもって見れば、これは明らかに国益を掲ねている教育制度であると自身は考えます。

そして、ソーシャルワーカーとしても、この社会にある多様性の理解無くして、クライエントの権利 擁護は成し得ないと日々考えています。多様性とは、多様な思想の理解のみならず、多様な立場 を理解することまで含まれると自身は解釈しています。アジア近隣諸国には、その人たちの立場 があります。その立場を理解できぬ人間に、自らの立場を守ることは出来ないでしょう。ソーシャ ルワーカーは、クライエントの権利を中心に据えながらも、人々の多様な立場を理解する必要が あります。その理解が、社会をあるべき姿に変革するのだと日々思って生きています。この世に、 唯一無二の正義など存在しません。真実も決して一つではありません。正しいことによる支配と信 仰を時に揺さぶり、その唯我独尊を緩和するのは、まさに多様性なのだと実感します。クライエン トの権利が金科玉条であると思えば思うほど、その社会変革が遠のくように、ありもしない正義や 真実を振りかざすたびに社会は閉塞していくのでしょう。

今年は、多様性の尊重をテーマに過ごしてみようと丁度今決意したところです。